

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊

(Enterprise Cloud 2.0 サービス)

第1章 総則

第1条 (適用) (適用) Smart Data Platform サービス利用規約共通編(以下、「共通編」といいます。(<https://ecl.ntt.com/kiyaku/>))
第1条(本規約の目的)第1項に規定する別冊として、当社はこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊により第2条に定める Smart Data Platform サービスである Enterprise Cloud2.0 サービス(以下、「ECL2.0」といいます。)を提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語をそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 エンタープライズクラウドサービス	仮想サーバー(契約者のデータの蓄積又は転送等を行うために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下、同じとします。)等を使用して提供する電気通信サービス
1の2 Enterprise Cloud2.0 (ECL2.0)	料金表(ECL2.0)に規定するサービスメニューを提供するエンタープライズクラウドサービス
2 料金月	1の暦月の起算日(当社が本サービスに係る契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間

第2章 契約

(最低利用期間)

第3条

- 共通編第10条(最低利用期間)に規定する最低利用期間はありませぬ。ただし、料金表または共通編第2条2項に定める諸規定などに別段の定めがある場合はこの限りではありません。
- 前項の最低利用期間内に契約の解除等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

(料金の支払義務)

第4条

- 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。
- 利用停止又は利用中止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(サービスレベル合意書の適用)

第5条 共通編第28条(サービスレベル合意書の適用)に規定するサービスレベル合意書として、ECL2.0の提供にあたり、サービス品質に関する指標(以下、「サービスレベル」といいます。)を設定し、サービスレベルを満たさなかった場合の返金制度を定めます。サービスレベル、対象及び適用条件等は当社のサービスサイト(<https://ecl.ntt.com/kiyaku/>)に掲載する「Enterprise Cloud サービスレベル合意書」に定めるとおりとします。

第3章 雑則

(クラウドマネジメントプラットフォームサービス)

第6条

- 当社は、ECL2.0の利用に係る契約の申込みがあった場合又は ECL2.0に係る利用権の譲渡の承認の請求があった場合は、申込者等(ECL2.0の利用に係る契約の申込みをした者又は ECL2.0に係る利用権の譲渡の承認を請求した者(譲受人となる者に限ります。))をいいます。以下、この条において同じとします。)から、当社が定めるクラウドマネジメントプラットフォーム規約に

規定するCMP契約の申込みがあったものとみなします。

2. ECL2.0に係る契約の申込みの承諾を受けた者又はECL2.0に係る利用権を譲り受けることの承認を受けた者は、前項の規定と当社が定めるクラウドマネジメントプラットフォーム規約の規定に基づいて、当社とCMP契約を締結したこととなります。この場合、契約者と当社との間で成立するCMP契約は、その契約者に係るECL2.0に係る契約が複数となる場合であっても、1契約とします。

3. ECL2.0に係るすべての契約の解除があった場合、CMP契約は終了するものとします。

別記

この別記においては、次の用語をそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
Windows Server	Microsoft が提供する Windows Server に係るソフトウェア及びライセンスであって、ECL2.0 を通じて利用可能なもの。
vSphere ESXi	VMware International Limited(以下、「VMware」といいます)が提供する vSphere ESXi に係るソフトウェア及びライセンスであって、ECL2.0 を通じて利用可能なもの。
vCenter Server	VMware が提供する vCenter Server に係るソフトウェア及びライセンスであって、ECL2.0 を通じて利用可能なもの。
Vmware Cloud Foundation	VMware が提供する VMware Cloud Foundation に係るソフトウェア及びライセンスであって、ECL2.0 を通じて利用可能なもの。
Microsoft Azure	Microsoft が提供する Microsoft Azure に関わるサービスであって、ECL2.0 を通じてライセンスが提供され、利用可能なもの。
Red Hat Enterprise Linux	Red Hat が提供する OS に係るソフトウェア及びライセンスであって、ECL2.0 を通じて利用可能なもの。
Red Hat Enterprise Linux for SAP Applications	Red Hat が SAP Application 向けに提供する OS に係るソフトウェア及びライセンスであって、ECL2.0 を通じて利用可能なもの。
Red Hat Enterprise Linux for SAP HANA	Red Hat が SAP HANA 向けに提供する OS に係るソフトウェア及びライセンスであって、ECL2.0 を通じて利用可能なもの。
Oracle ライセンス	Oracle Corporation(以下、「オラクル」といいます。)が提供するソフトウェアに係るライセンスであって、ECL2.0 を通じて利用可能なもの。
Oracle ソフトウェア	オラクルが提供するソフトウェアであって、ECL2.0 を通じて利用可能なもの。
Oracle ソフトウェア(BYOL)	契約者とオラクルとの間で締結した Oracle ライセンスに係る契約に基づき、契約者がオラクルから提供を受けるライセンス及びそのソフトウェアであって、当社が ECL2.0 上で利用することを承諾したもの
SQL Server	Microsoft が提供する SQL Server に係るソフトウェア及びライセンスであって、ECL2.0 を通じて利用可能なもの。
HULFT ライセンス	本規約に基づき当社が契約者に対して付与するライセンス((株)セゾン情報システムズ(以下、「セゾン情報システムズ」といいます。))が提供するソフトウェアに係るものをいいます)であって、セゾン情報システムズが提供するサービスを利用することができる権利
Windows Server Remote Desktop Services SAL	Microsoft が提供する Windows Server Remote Desktop Services SAL に係るソフトウェア及びライセンスであって、ECL2.0 仮想サーバーを通じて利用可能なもの。
Arcserve	Arcserve Japan 合同会社(以下、「Arcserve Japan」といいます。)が提供する Arcserve に係るバックアップソフトウェア(以下、「Arcserve ソフトウェア」といいます。)及びライセンスであって、ECL2.0 仮想サーバー、専用ハイパーバイザー上の仮想マシン、ベアメタルサーバーを通じて利用可能なもの。
Veeam Backup & Replication (VBR) for vSphere	Veeam Software 社(以下、「Veeam Software」といいます。)製の Veeam Backup & Replication(以下、「VBR」といいます。)の VMware vSphere に関する仮想マシンのバックアップ、レプリケーションを構成可能とするソフトウェア。
Rancher ライセンス	Rancher Labs 社(以下、「Rancher Labs」といいます。)が提供する Rancher に係るソフトウェア及びライセンスであって、ECL2.0 仮想サーバーを通じて利用可能なもの。
Docker ライセンス	Docker 社が提供する Docker に係るソフトウェア及びライセンスであって、ECL2.0 仮想サーバーを通じて利用可能なもの。
Google Cloud Platform(GCP)	Google 社の提供するパブリッククラウドサービス、(以下「GCP」といいます。)
Enterprise Cloud Hybrid Cloud with GCP	Google 社と当社のパートナーシップに基づき、当社を介して提供される GCP のソフトウェア及びライセンスの利用ができるもの
匿名加工情報作成ソフトウェア	NTT テクノクロス株式会社(以下、「テクノクロス」といいます。)が提供する匿名加工情報作成ソフトウェアに係るソフトウェアであって、ECL2.0 を通じて利用可能なもの。
Wasabi オブジェクトストレージ	Wasabi Technologies, Inc.(以下、「Wasabi 社」といいます。)が提供する Wasabi hot cloud storage に係るサービスであって、ECL2.0 を通じてライセンスが提供され利用可能なもの。

2. Windows Server、SQL Server 及び Windows Server Remote Desktop Services SAL (以下、合わせて「Windows Server 等」といいます)に係るもの

2. 1 Windows Server 等の利用については、本規約の定めに加え、サービスプロバイダー製品使用権説明書(SPUR)が適用さ

れるものとして。サービスプロバイダ製品使用権説明書(SPUR)の閲覧にあたっては、Microsoft の以下の Web サイトを確認ください。なお、以下のサービスプロバイダ製品使用権説明書(SPUR)に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとして。

<http://www.microsoftvolumeicensing.com/DocumentSearch.aspx?Mode=3&DocumentTypeId=2&Language=32>

2. 2 契約者は、Windows Server 等の利用にあたり、次の行為を行わないものとして。
 - (1) Windows Server 等を ECL2.0 以外のリソース上で利用すること。
 - (2) Windows Server 等に含まれるいずれの著作権、商標またはその他の財産権に関する表示を、削除、改変または不明瞭化すること。
 - (3) Windows Server 等をリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすること(適用される法令においてかかる行為が明文で許容されている場合を除きます)。
 - (4) Windows Server 等の不正なインストール、頒布、複製、利用または違法コピーを行うこと。
 - (5) Windows Server 等に不具合が発生した場合に死亡、重大な人身損害、または重大な物理的損害もしくは環境の破壊につながるようなアプリケーションまたは環境において使用すること(その不具合が死亡、人身傷害、もしくは重大な物損または環境破壊につながるものない、構成データの保管、エンジニアリングツールまたは構成ツール、その他の非制御アプリケーション(制御アプリケーションと通信することは可能ですが、直接または間接的に制御機能を担当しないものをいいます。)など、管理を目的としたものは含まれません。)
2. 3 契約者が Windows Server 等の利用により生じるすべての損害について、当社及び Microsoft は賠償責任を負わないものとして。
2. 4 当社は、契約者による Windows Server 等の利用にあたり、ECL2.0 に関連する技術的なサポート(当社が指定するものに限り)を実施します。
2. 5 契約者は、Windows Server 等の利用にあたり、当社の申出に基づき、必要な情報の開示することに同意するものとして。
2. 6 契約者は、Windows Server 等の利用について、Microsoft が ECL2.0 に係る契約に規定する契約者の義務を強制し、契約の遵守状況を確認する権限を持つ本契約の第三者受益者であることに同意するものとして。
2. 7 Microsoft が Windows Server 等に係る料金(Microsoft が当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、Windows Server に係る利用料金を値上げすることができるものとして。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとして。
2. 8 Windows Server 等について、前7項に定めのない事項は、本規約の定めに従って取り扱うものとして。
3. vSphere ESXi、vCenter Server 及び VMware Cloud Foundation (以下、合わせて「vSphere ESXi 等」といいます)に係るもの
 3. 1 vSphere ESXi の利用については、本規約の定めに加え、VMware エンド ユーザー使用許諾契約書が適用されるものとして。VMware エンド ユーザー使用許諾契約書の閲覧にあたっては、VMware の以下の Web サイトを確認ください。なお、以下の VMware エンド ユーザー使用許諾契約書に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとして。
(英語) https://www.vmware.com/download/eula/esxi50_eula.html
 3. 2 vCenter Server の利用については、本規約の定めに加え、VMware エンド ユーザー使用許諾契約書が適用されるものとして。VMware エンド ユーザー使用許諾契約書の閲覧にあたっては、VMware の以下の Web サイトを確認ください。なお、以下の VMware エンド ユーザー使用許諾契約書に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとして。
(英語) https://www.vmware.com/download/eula/universal_eula.html
 3. 3 VMware Cloud Foundation の利用については、本規約の定めに加え、VMware エンド ユーザー使用許諾契約書が適用されるものとして。VMware エンド ユーザー使用許諾契約書の閲覧にあたっては、VMware の以下の Web サイトを確認ください。なお、以下の VMware エンド ユーザー使用許諾契約書に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとして。
(英語) https://www.vmware.com/download/eula/universal_eula.html
 3. 4 契約者は、vSphere ESXi 等の利用にあたり、次の行為を行わないものとして。

- (1) vSphere ESXi 等を ECL2.0 以外の環境で利用すること。
 - (2) vSphere ESXi 等を当社に申告した ECL2.0 のテナント以外のテナントで利用すること。
 - (3) vSphere ESXi 等の利用のために当社が提供する vSphere ESXi 等のライセンスコードを、ECL2.0 vSphere ESXi 等メニュー以外において利用すること。
 - (3) vSphere ESXi 等の利用のために当社が提供する vSphere ESXi 等のライセンスコードを、vSphere ESXi 等メニューの利用期間終了後又は ECL2.0 の契約期間終了後に利用すること。
3. 5 契約者は、当社が提供する vSphere ESXi 等のライセンスコードの導入について、全ての責任を負うものとします。当社は vSphere ESXi 等のライセンスコードの導入及び vSphere ESXi 等の利用により生じる全ての損害、または vSphere ESXi 等の故障に伴うアプリケーションへの損害について、契約者及び VMware に対して賠償責任を負わないものとします。
3. 6 VMware が vSphere ESXi 等に係る料金 (VMware が当社に対して請求するものをいいます) を値上げする場合、当社は その値上げに応じて、vSphere ESXi 等に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。
3. 7 vSphere ESXi 等について、前7項に定めのない事項は、本規約の定めに従って取り扱うものとします。
4. Microsoft Azure に係るもの
4. 1 Microsoft Azure の利用については、本規約の定めに加え、Microsoft Cloud Agreement が適用されます。詳細については、Microsoft の以下の Web サイトの「顧客契約テンプレート」を確認ください。なお、以下内容に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。
<https://msdn.microsoft.com/ja-jp/library/partnercenter/mt156994.aspx>
4. 2 契約者は、当社及び Microsoft が指定した方法により Microsoft Azure を申し込んだ場合、サブスクリプション契約に基づき Azure サブスクリプションを付与されます。
4. 3 契約者は、Azure サブスクリプションをもって Microsoft が提供する機能を Microsoft が提供する Azure ポータル上で利用することが可能です。
4. 4 契約者は、サードパーティソリューションにより提供される Azure MarketPlace は一部の BYOL (Bring your own license) モデルのサービスのみ利用可能です。
4. 5 契約者は、Microsoft から提供されているダイレクトサポートメニュー (Developer, Standard, Professional Direct) は購入することはできません。
4. 6 契約者は、Enterprise Agreement 特典の一部として提供されるサービス、機能は利用できません。
4. 7 Microsoft が Microsoft Azure (一部機能を含みます) の提供を中止する場合、当社は同サービスの提供を中止します。
4. 8 契約者が、Azure サブスクリプションにより Microsoft Azure 利用を開始した場合、そのメニューについて、サブスクリプション契約が適用されるものとし、Microsoft が規定する料金並びに算定方法及びそのメニューの利用実態に基づき算出された額について、当社が契約者に対して請求するものとします。なお、当社の為替換算に伴い、Microsoft が規定する料金と差分が出る場合があります。
4. 9 契約者は、Azure ポータルを通じて、ご利用中の料金の確認はできません。
4. 10 Microsoft が Microsoft Azure に係る料金 (Microsoft が当社に対して請求するものをいいます) を値上げする場合、当社は その値上げに応じて、料金表に規定する Azure Volume Accounting に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。
4. 11 ご提供にあたり、NTTCom が契約者サブスクリプションの所有者権限を保持します。この権限は ECL2.0 利用中は削除することができません。
4. 12 Microsoft Azure について、前11項に定めのない事項は、本規約の定めに従って取り扱うものとします。
5. Red Hat Enterprise Linux (for SAP HANA, for SAP Applications を含む) に係るもの

5. 1 Red Hat Enterprise Linux の利用については、本規約の定めに加え、Red Hat のエンドユーザライセンス契約及びレッドハットソフトウェアサブスクリプション契約が適用されます。これらの契約については、Red Hat の以下の Web サイトを確認ください。なお、以下のエンドユーザライセンス契約またはレッドハットソフトウェアサブスクリプション契約に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。

http://jp.redhat.com/licenses/RHEL_EULA_JAPAN.pdf

http://www.redhat.com/licenses/cloud_cssa/Cloud_Software_Subscription_Agreement_Japan.pdf

5. 2 契約者は、Red Hat Enterprise Linux の利用にあたり、次の行為を行わないものとします。
- (1) Red Hat Enterprise Linux を ECL2.0 以外のリソース上で利用すること。
 - (2) Red Hat Enterprise Linux の不正なインストール、頒布、複製、利用または違法コピーを行うこと。
5. 3 Red Hat が Red Hat Enterprise Linux に係る料金 (Red Hat が当社に対して請求するものをいいます) を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、料金表に規定する Red Hat Enterprise Linux に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。
5. 4 契約者は、Red Hat Enterprise Linux の利用にあたり、契約者情報 (契約者名、契約者の電子メールアドレス、ライセンス利用状況等) を当社から Red Hat に提供することに同意するものとします。
5. 5 Red Hat Enterprise Linux について、前4項に定めのない事項は、本規約の定めに基づいて取り扱うものとします。

6. Oracle (Oracle SE2、Oracle EE) に係るもの

(利用の範囲)

6. 1 当社は、当社設備に導入された Oracle ソフトウェア (Oracle ソフトウェア (BYOL) を除きます。以下、同じとします。) にアクセスすることができます。ただし、契約者は、本契約の条件に従って Oracle ソフトウェアを使用するものとし、また、Oracle ソフトウェアは、契約者の拠点に導入してはなりません。当社は、Oracle ソフトウェアの所有権、使用权及び知的財産権を留保し、Oracle ソフトウェアに関するいかなる権利も契約者には移転しません。

(補償)

6. 2 Oracle ソフトウェアの情報、デザイン、仕様、指図、ソフトウェア、データ、ハードウェア及びその他 Oracle ソフトウェアに係る提供物 (本条ではあわせて以下、「提供物」といいます) のいずれかについて、第三者が当該第三者の知的財産権を侵害しているとするクレームを提起した場合、契約者が以下の各号を実施することを条件に当社の費用と負担において当該クレームから契約者を防御するとともに、裁判所が判示した金額 (当該第三者に対する損害額、損害賠償額、負担した費用など) 又は当社が同意した和解金額であって、契約者が現に負担した金額につき契約者に補償を行うものとします。
- (1) 契約者が当該クレームを受領した日から 20 日以内に、(法律等で要求される場合はそれより早く) 当社に書面にて速やかに通知をすること
 - (2) 当社に防御及び解決のためのあらゆる交渉を単独の裁量で行わせること
 - (3) 当該クレームの防御や解決に必要な情報や権限、助力を当社に与えること

提供物のいずれかが第三者の知的財産権を侵害していると判断された場合、又は、当社が侵害していると認めた場合は、当社は当該提供物を非侵害となるように (その実用性又は機能性を実質的に維持しながら) 修正するか、あるいはその継続使用を可能とする使用权を取得するかいずれかの措置をとることができます。いずれの措置も商業的合理的でない場合は、当社は当該提供物の使用权を終了させ返却を求め、当該提供物に関して契約者が当社に支払った利用料金について返還することができます。

6. 3 提供物が第三者許諾テクノロジーの場合で、その第三者許諾条件が使用权の終了を認めていない場合、当社は、提供物の使用权を終了する代わりに、当該第三者許諾テクノロジーに関連する Oracle ソフトウェアの使用权を終了させ、返却を求めるものとします。
6. 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は契約者に対して補償を行わないものとします。
- (1) 契約者に提供された最新版かつ変更が加えられていない提供物を契約者が使用していれば侵害が避けられた場合に、契約者が提供物に変更を加え、又は当社が指定する使用範囲を超えて提供物を使用した場合、或いは旧バージョンの提供物を使用していた場合
 - (2) 契約者が、提供物の使用权の終了後に当該提供物を継続して使用していた場合
 - (3) 当該クレームが当社の提供していない情報、デザイン、仕様、指図、ソフトウェア、データ及び資料に起因する場合

6. 5 提供物を当社が提供したものではない製品やサービスと組み合わせたことに起因する侵害のクレームについては、当社はかかるクレームについても、契約者に対する補償を行わないものとします。Oracle ソフトウェアに含まれるか、使用が必須の第三者許諾テクノロジーについてのみ、以下の全てに該当する場合に限り、当社は、本契約の条件に基づいて提供する必要がある Oracle ソフトウェアについての侵害の補償と同等の補償を、当該第三者許諾テクノロジーの侵害のクレームについて契約者に対して提供します。

(1) 改変せずに使用される場合

(2) Oracle ソフトウェアに含まれるか、使用が必須である場合

(3) Oracle ソフトウェアの使用許諾及び本契約のその他全ての条件に従って使用されている場合

Oracle ソフトウェアが提供されたままの状態、本規約等の条件に従って使用されていれば、第三者の知的財産権を侵害することがなかった場合において、契約者の行為に起因する侵害のクレームについては、当社は契約者に対する補償を行わないものとします。契約者が使用権を取得した時点で、契約者が認識していた知的財産権侵害のクレームについては、当社は契約者に対する補償を行わないものとします。

6. 6 前4項は、権利侵害によるクレーム又は損害に関する契約者の唯一の救済措置とします。

(責任の制限)

6. 7 第 27 条にかかわらず、当社は、Oracle ソフトウェアについて、当社の責めに帰すべき理由により契約者に損害を与えた場合は、契約者が当社に支払った金額を上限として契約者に現実に生じた通常かつ直接の損害を賠償するものとします。但し、当該損害が保証を満たさない不十分な Oracle ソフトウェアから生じた場合には、当社の損害賠償責任は、損害の原因である保証を満たさない不十分な Oracle ソフトウェアに係る月額定額料金を上限とします。なお、本条は、契約者が本契約に基づき当社に対し負っている支払債務を免除するものではありません。

(非保証)

6. 8 当社は契約者に対し以下を保証するものではありません。

(1) Oracle ソフトウェアが契約者の期待通りの品質・効用を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと。

(2) Oracle ソフトウェアを利用する事によって、利用する端末内のアプリケーションやデータ等に影響を及ぼさないこと。

(制約事項)

6. 9 Oracle ソフトウェアは、ECL2.0 仮想サーバーメニュー、ベアメタルサーバーメニュー、専用ハイパーバイザーメニューにおいて提供されます。

6. 10 Oracle ソフトウェアとともに使用することが適切または必要である第三者の技術がある場合には、関連するドキュメント（オラクルが開示する第三者の技術に係る資料等を含みます。以下、「関連ドキュメント」といいます。）で特定されます。その第三者の技術は、サービス利用者に対して、提供される本 Oracle 関連メニューと共にする使用についてのみ許諾されるものであって、また、本契約ではなく、関連ドキュメントで特定される第三者とのライセンス契約に定める条件に従ってのみ使用許諾されるものとします。

6. 11 契約者は、Oracle ソフトウェアの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

(1) Oracle ソフトウェアまたは Oracle ソフトウェアに関する利益を、いずれかの個人または団体に、譲渡し、権利を付与し、または移転すること（契約者が Oracle ソフトウェアへの担保設定を主張する場合であっても、担保権者は、Oracle ソフトウェアを使用または移転する権利を有さないものとします）。

(2) Oracle ソフトウェアまたはそのライセンサーの財産権に関する表示を削除または改変すること。

(3) Oracle ソフトウェアを複製し、リバースエンジニアリングし（ただし、インターオペラビリティのために、法令によって必要とされている場合を除く）、逆アセンブルし、または逆コンパイルすること（データの構造その他同様の Oracle ソフトウェアによって作成される資料の精査による場合も含みます）。

(4) Oracle ソフトウェア上で行ったベンチマークテストの結果を公表すること。

(5) Oracle ソフトウェアまたは Oracle ソフトウェアに基づき作成したイメージから ECL2.0 以外のリソースへ実体を作成すること。

6. 12 本契約における別段の規定にかかわらず、オラクルは、本別冊との関係においてのみ、本契約の第三者受益者とされるものとします。

(Oracle ソフトウェア(BYOL))

6. 13 Oracle ソフトウェア(BYOL)を使用に関しては、以下の条件が適用されます。

(1) ECL2.0 の仮想サーバーメニューで提供される仮想サーバーでの Oracle ソフトウェア(BYOL)の使用はできません。

(2) 契約者とオラクルとの間の契約（以下、「オラクル既存契約」といいます）に定める Oracle ソフトウェア(BYOL)の条件が契

約者による Oracle ソフトウェア (BYOL) の使用に適用されます。

(3) オラクル既存契約に基づき生じる責任は契約者が負うものとし、当社は責任を負わないものとします。

(料金の改定)

6. 13 オラクルが Oracle ソフトウェアに係る Oracle ライセンスの料金(オラクルが当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、Oracle ソフトウェアに係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

7. HULFT(料金表のミドルウェアー／HULFT に定めるものをいいます)

7. 1 当社は、契約者から当社及びセゾン情報システムズが別に定める方法により申込みがあったときは、契約者に対して HULFT ライセンスを付与します。但し、第8条2項の各号のいずれかに該当するときは、その申込みを承諾しないことがあります。

7. 2 HULFT ライセンスサービス(前項に基づき付与された HULFT ライセンスを利用して、契約者がセゾン情報システムズから提供を受けるサービス(これに係るサポート業務を含みます)をいいます。以下、同じとします)の利用については、前項の申込みに対する当社及びセゾン情報システムズの承諾をもって、契約者とセゾン情報システムズとの間で HULFT サービスに係る利用契約(セゾン情報システムズが定める使用許諾書 (http://www.hulft.com/buy/new/license_agreement.html) に掲載)の提供条件(本規約に定める利用料金に係るものを除きます)並びに、ソフトウェア・プロダクト技術サポート契約 (http://www.hulft.com/support/supportpack/technical_support.html) に掲載)に基づき成立するものをいいます。)が適用されるものとします。

7. 3 HULFT ライセンスサービスは、中国、ロシア又はフランス各国内での利用は禁止されています。左記の国での利用につき、当社及びセゾン情報システムズは契約者及び利用者に対して、責任を負わないものとします。

7. 4 HULFT ライセンスサービスの利用について、契約者に損害が生じた場合、契約者はセゾン情報システムズとその解決にあたるものとし、当社は責任を負わないものとします。

7. 5 契約者は、HULFT ライセンスサービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

(1) HULFT ライセンスサービスを ECL2.0 以外のリソース上で利用すること。

(2) 不正に HULFT ライセンスを複製して利用しないこと。

7. 6 契約者が HULFT ライセンスサービスに係る契約の解除をしようとするときの扱いは、第14条の定めによるものとします。この場合、その申し出に対する当社の承諾をもって、HULFT ライセンスサービスは廃止されるものとします。

7. 7 HULFT ライセンスサービスに係る利用契約が終了したときは、本規約に基づく HULFT ライセンスの付与もその時点で終了するものとします。これにより、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は責任を負いません。

7. 8 セゾン情報システムズが HULFT ライセンスに係るライセンスの料金(セゾン情報システムズが当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、HULFT ライセンスに係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

7. 9 HULFT ライセンスについて、前8項に定めのない事項は、本規約の定めに基づき取り扱うものとします

8 Arcserve(第4及び第6のミドルウェアー／Arcserve に定めるものをいいます)

8. 1 OS 及びサーバータイプに応じた必要ライセンス数がサーバー毎に必要です。

8. 2 本規約に加えて、Arcserve Japan の EULA が適用されるものとします。また、本メニューの利用に際しては以下の(a)から(h)までの行為を禁止しています。

(a) Arcserve ソフトウェアの全部もしくは一部の修正、コピーその他複製、(b) Arcserve ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他 Arcserve ソフトウェアに使用されるソースコード形式もしくはコードの構造を抽出する試み、(c) 本契約に従い特に権限を付与される場合を除く、Arcserve ソフトウェアの第三者への提供、賃貸もしくは貸与、(d) Arcserve ソフトウェアに記載された所有権の表示もしくはラベルの除去、(e) Arcserve ソフトウェアの一部の修正もしくはその二次的著作物の作成、(f) 違法目的での Arcserve ソフトウェアの使用、または(g) Arcserve ソフトウェアをウェブサイトに公開し、ダウンロードできる状態にすること、(h) 第三者への Arcserve ソフトウェアの頒布または Arcserve ソフトウェアの一部を構成する Arcserve のコンテンツの「フレーム」もしくは「ミラー」の作成。

8. 3 契約者は、Arcserve グループが供給するサードパーティーのハードウェア設備及びソフトウェアが当該ハードウェアまたはソフトウェアの製造業者またはライセンサーが提示する保証またはその他条件に従い、契約者に提供される可能性があることに同意するものとします。
8. 4 ライセンスは、OS に1回限りインストール可能です。使わなくなったライセンスを別サーバーに利用することはできません。
8. 5 本メニュー申込み時に契約者が指定したソフトウェアサポートリージョンを変更する場合は、解約の上、新たにお申し込みください。
8. 6 Arcserve UDP Advanced Edition に関する製品サポートは、Arcserve Japan が直接提供します。サポート窓口の先及びサポート時間等の情報は、以下の情報を参照ください。
<https://arcserve.zendesk.com/hc/ja/articles/207299553>
8. 7 Arcserve Japan のサポート内容は地域によって異なる場合があります。
8. 8 Arcserve Japan への問合せには、オーダーID が必要です。オーダーID 及びライセンスキーは、申込み後に当社が通知します。なお、オーダーID の通知には、5営業日を要します。
8. 9 契約者から Arcserve Japan への直接の問い合わせやサポートを可能とするため(以下、8. 9においては「利用目的」とします。)、お申し込みの際に提供いただいた情報(個人情報を含む)を、Arcserve Japan へ提供します。また、利用目的の達成に必要な範囲内で Arcserve Japan から国外へ情報(個人情報を含みます。)が提供されることがあります。当社から Arcserve Japan に提供された個人情報は Arcserve Japan のプライバシーポリシーに則り扱われることとなります。
8. 10 ECL2.0 で稼働するシステムに直接関係しないシステムに、本メニューが提供するライセンスは利用できません。
8. 11 ライセンス違反が確認された場合は、サービス提供を中止する場合があります。
8. 12 ライセンスの利用期間は、Arcserve Japan の EOL/EOS ポリシーに準拠します。
8. 13 アプリケーションは Arcserve Japan のウェブサイトから入手いただきます。
- 9 Veeam Backup & Replication (VBR) for vSphere (第1表 利用料金の適用の第2項に定める料金表のミドルウェア／Veeam に定めるものをいいます)
9. 1 VBR for vSphere の利用については、本規約の定めに加え、Veeam Software の「Veeam End User License Agreement (EULA) (<https://www.veeam.com/eula.html>)」(以下、「Veeam EULA」といいます。)が適用されます。Veeam EULA に変更があった場合は、その変更された条件が適用されるものとします。
9. 2 契約者が別に取得した VBR ライセンスとの併用はできません。
9. 3 契約者は、Veeam Software のライセンスポータルサイトで、本メニューで提供する VBR ライセンスのアップデート等の操作はできません。
9. 4 本メニューの利用には、ハイパーバイザーの種類毎に、バックアップ対象とする VM 数に応じた 10VM 単位の申込みに対し、機能利用を可能とする VBR ライセンスキーを通知します。本メニューは、ライセンスを契約者に再販、サブライセンスするものではありません。
9. 5 本メニューの利用にあたり、ソフトウェアに関連した、ロゴ、著作権表記等の改変、リバースエンジニアリング、不正インストール、頒布、複製等を禁止します。
9. 6 本メニューで通知する VBR ライセンスキーは、OS に1回限りインストール可能です。使わなくなった VBR ライセンスキーを別サーバーに利用することはできません。

9. 7 Veeam Software への問合せには、サポート ID が必要です。サポート ID 及びライセンスキーは、申込み後に当社より通知します。なお、サポート ID 及びライセンスキーの通知には、10 営業日を要します。
9. 8 Veeam Software のサポートを申請するためには、Veeam Software のウェブサイトで、契約者情報等を登録する必要があります。当該契約者情報等は、Veeam Software のプライバシーポリシーに基づき取り扱われるものとし、当社は、当該契約者情報等の管理に関与しません。
9. 9 Veeam Software のサポート内容は地域によって異なる場合があります。
9. 10 Veeam EULA におけるライセンス違反に相当する行為等が確認された場合は、サービス提供を中止する場合があります。
9. 11 本メニューで提供するソフトウェアバージョンの利用可能期限は、Veeam Software の EOL/EOS ポリシー (<https://www.veeam.com/releasestatus.m.pdf>) に準拠します。
9. 12 アプリケーションは Veeam Software のウェブサイトから入手いただけます。
9. 13 本メニューで提供するソフトウェア機能を利用したバックアップ運用を第三者に委託する場合は、その第三者情報を事前に当社へ報告いただく必要があります。
9. 14 本メニューで提供するソフトウェアを、第三者のデータを管理する用途に利用することはできません。
9. 15 ECL2.0 リージョン以外の国または地域への ECL2.0 の移行または ECL2.0 と常時接続する場合、以下の条件を満たす範囲で本メニューで提供するソフトウェアの機能を利用できます。
- ・アメリカの輸出法で規定された輸出禁止先でソフトウェアの機能を利用しないこと。
 - ・契約者の責任で、移行に関係する国・地域の法制度を遵守すること。
10. Rancher ライセンスに係るもの
10. 1 Rancher の利用については、本規約の定めに加え、Rancher Labs の“Rancher EULA”End User Software License Agreement (“Rancher EULA”:<http://rancher.com/eula/>)が適用されます。Rancher EULA に変更があった場合は、その変更された条件が適用されるものとします。
10. 2 Rancher EULA に定める条件に違反する行為等が確認された場合は、サービス提供を中止する場合があります。
10. 3 Rancher Labs が Rancher に係る料金(Rancher Labs が当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、料金表に規定する Rancher に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。
- 11 Docker ライセンスに係るもの
11. 1 Docker の利用については、本規約の定めに加え、Docker 社の “Docker EULA”End User Software License Agreement (“Docker EULA”:<https://www.docker.com/docker-software-end-user-license-agreement>)が適用されます。Docker EULA に変更があった場合は、その変更された条件が適用されるものとします。
11. 2 Docker EULA に定める条件に違反する行為等が確認された場合は、サービス提供を中止する場合があります。
11. 3 Docker 社が Docker に係る料金(Docker 社が当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、料金表に規定する Docker に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。
- 12 Hybrid Cloud with GCP に係るもの
- 12.1 Hybrid Cloud with GCP の利用については、本規約の定めに加え、Google 社が公開する以下の URL の規約の条件が適用されます。内容に変更があった場合は、その変更された条件が順次適用されるものとします。
(<https://cloud.google.com/terms/>)なお、本規約と Google 社が公開する規約の条件に齟齬が生じる場合は、本規約の条件が優先して適用されるものとします。

- 12.2 契約者が、当社が指定した方法により Hybrid Cloud with GCP を申込みにより、GCP を利用するライセンスが付与されます。
- 12.3 契約者は、Hybrid Cloud with GCP の申込み後、当社または契約者で準備する Google アカウントから、Google 社の提供する GCP 機能を利用することが可能です。
- 12.4 契約者は、Google 社と当社の取り決めにより利用することができなくなった機能がある場合、当該サービスが利用できないことについて同意するものとします。
- 12.5 Google 社が GCP(一部機能を含む)の提供を中止又は停止する場合、当社は同サービスの提供を中止又は停止します。
- 12.6 契約者が、当社の開通手続により Hybrid Cloud with GCP の利用を開始した場合、当社が契約者に対して利用料金を請求するものとします。なお、当社は Google 社の料金体系に基づき算定した額を基準に利用を請求します。

13 匿名加工情報作成ソフトウェアに係るもの

- 13.1 匿名加工情報作成ソフトウェアの利用については、本規約の定めに加え、匿名加工情報作成ソフトウェア使用許諾約款(<https://ecl.ntt.com/files/匿名加工情報作成ソフトウェア使用許諾契約約款.pdf>) (以下、「使用許諾約款」といいます。)が適用されます。
使用許諾約款の内容に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。なお、本規約と使用許諾約款の条件に齟齬が生じる場合は、本規約の条件が優先して適用されるものとします。
- 13.2 契約者が、使用許諾約款に違反した場合には、当社は、サービス提供を中止するものとします。
- 13.3 契約者にソフトウェアを提供するために、申込みの際に提供いただいた情報(個人情報を含む)をテクノクロスへ提供します。当社からテクノクロスに提供された個人情報はテクノクロスのプライバシーポリシー(<https://www.ntt-tx.co.jp/privacy.html>)に従って取扱われるものとします。
- 13.4 テクノクロスが匿名加工情報作成ソフトウェアの提供を中止または停止する場合、当社は同サービスの提供を中止または停止するものとします。
- 13.5 テクノクロスがと匿名加工情報作成ソフトウェアに係る料金(テクノクロスが当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、料金表に規定する匿名加工情報作成ソフトウェアに係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

14 Wasabi オブジェクトストレージに係るもの

- 14.1 本メニューの利用には、本規約に加えて、Wasabi 社の Wasabi Technologies Customer Agreement(<https://wasabi.com/legal/customer-agreement/>) (以下、「Wasabi Agreement」といいます。)が適用されるものとします。Wasabi Agreement に変更があった場合は、その変更された条件が適用されるものとします。なお、本規約と Wasabi Agreement 条件に齟齬が生じる場合は、本規約の条件が優先して適用されるものとします。
- 14.2 契約者が本メニューの利用により生じるすべての損害について、当社及び Wasabi 社は賠償責任を負わないものとします。
- 14.3 Wasabi Agreement に定める条件に、契約者が違反する行為等が確認された場合は、Wasabi オブジェクトストレージサービスの提供を中止する場合があります。
- 14.4 Wasabi 社が Wasabi オブジェクトストレージに係る料金(Wasabi 社が当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、料金表に規定する Wasabi オブジェクトストレージに係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。
- 14.5 米ドル-日本円の為替レートが大きく変動した場合、当社は料金表に規定する Wasabi オブジェクトストレージに係る利用料金を改定できるものとします。その利用料金の改定にあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。
- 14.6 Wasabi Agreement で定める内容の内以下の項目については、契約者は本規約の定めに従うこととします。
- (1) 契約者は ECL2.0 ポータルから本メニューを申し込むこととし、Wasabi 社へのアカウント情報(会社名や電子メールアドレス等)の登録は不要とします。
 - (2) Wasabi Agreement に定める Limited Wasabi Service (free trials 含む)は、契約者に提供されません。
 - (3) 本メニューに関するコンタクト先は全て当社となります。契約者が Wasabi 社に直接コンタクトすることはできません。

- (4) 本メニューのサポートは当社が ECL2.0 のサポートとして実施します。Wasabi 社による直接サポートはありません。
 - (5) 本メニューの利用料金は料金表の定めに従い、当社から契約者へ請求します。
- 14.7 Wasabi 社が Wasabi オブジェクトストレージサービス(一部機能を含む)の提供を中止又は停止する場合、当社は、本サービスの提供を中止又は停止します。この場合、契約者は当該サービスが利用できないことについて同意するものとします。

料金表(ECL2.0)

当社は、共通編第19条(料金)に規定する料金について、ECL2.0では、本料金表に基づき料金計算を行うこととする。

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者が ECL2.0 に係わる契約に基づき支払う料金を料金月に従って計算します。この場合、当社は協定世界時を用いて計算します。
- 2 1の料金月の料金は、その料金月に発生した利用料金を合算して請求します。
- 3 当社は、ECL2.0に係る料金を日割りしません。
- 4 利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 6 別段の定めがない限り、当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金を支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2以上の料金月分の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 9 当社は、料金について、契約者が希望する場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(注)当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 10 本規約により支払を要するものと定められている料金額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。
上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下、同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
(注)当社は料金等の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知します。

第1表 利用料金の適用

1 ECL2.0に係る利用料金は、1の契約IDごとに料金の額を合算して適用します。

2 ECL2.0に係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において次表に掲げる算定方法並びに課金単位及び料金表(当社のサービスサイト(<https://ecl.ntt.com/>)に掲載する「料金表」)に基づき、算出されるものとします。

区分		内容
1 料金種別	(1) 従量	1の料金月において算出した期間料金または利用量料金(備考1に規定するものとします。以下、同じとします。)をその料金月の利用料金(以下、「月額料金」といいます。)として適用します。
	(2) 従量上限	1の料金月において算出した期間料金と、その期間のプラン(料金表)に規定するものをいいます。以下、同じとします。)に係る月額上限料金(料金表)に規定するものをいいます。以下、同じとします。)を比較し、低い料金を月額料金として適用します。
	(3) 従量上限(プラン変更あり)	次項に基づき月額料金を算出します。 ① 1の期間料金と、その期間のプランに係る月額上限料金を比較し、低い料金をその期間に適用される料金とします。 ただし、1の料金月においてプランの変更(契約プランの利用開始及び廃止を含みます。)が複数回行われた場合であって、変更されたプランのうち、同一のプランが複数存在するときは、その同一のプランに係る利用時間を合算した値にそのプランにおける時間料金(料金表)に規定するものとします。以下、同じとします。)を乗じて得た額を、本号に規定する1の期間料金として扱います。 ② 前号に基づき算出されたそれぞれの料金を合算して得た額と、その料金月に利用したプランに係る月額上限料金のうち最も高い額を比較し、低い料金を月額料金として適用します。
	(4) 月額固定	利用時間に係らず、料金表)に規定する月額利用上限を、月額料金として適用します。 ただし、1の料金月において、プランの利用開始と廃止が複数回行われた場合、その利用開始を実施した回数にそのプランに係る月額利用上限に規定する額を乗じて得た額を月額料金として適用します。

備考

1 この表における期間料金は、下記の計算式に基づいて算出するものとします。

- (1) 期間料金 = 利用時間 × プランにおける時間料金
 (2) 利用量料金 = 利用量 × プランにおける利用量料金

2 前項に規定する利用時間は、1の料金月において契約者の操作によりプランの変更(プランの利用開始を含みます。)を実施した時刻(当該時刻を含みます。)から起算し、次のプランの変更(プランの廃止を含みます。)を実施した時刻(当該時刻を含みません。)までの経過時間とし、当社の機器により測定します。ただし、契約者からの申込みに基づき、当社操作によりプランの変更(プランの利用開始及び廃止を含みます。)を行った場合、契約者と合意した変更日の0時0分0秒を変更の時刻とみなします。なお、利用時間の測定において、1分に満たない端数時間が生じた場合は、その端数時間を分単位で切り上げた時間とします。

区分		内容
2 課金単位	リンク	2以上の接続回線を利用して当社が指定する2つの地点の間で通信を可能とするもの。
	テナント	当社が指定する方法により、契約者が ECL2.0 上で利用する各種リソースを管理する論理的な単位
	インスタンス	料金表第2(メニュー及びプランに係る提供条件)に規定する Shared PaaS 上に契約者が構築したアプリケーションの稼働単位
	ネットワーク	Enterprise Cloud 2.0 テナント内で利用することができる L2 ネットワーク
	ライセンス	ライセンス提供メニューで定めるプランの最小単位
	セット	料金表第2(メニュー及びプランに係る提供条件)に規定するネットワーク型セキュリティにおける Managed Firewall、Managed UTM において、冗長構成を組んだ 2 台を 1 とする単位
	CPW	料金表第2(メニュー及びプランに係る提供条件)に規定する Power Systems で提供する AIXOS で使用する CPU の単位
	コア	料金表第2(メニュー及びプランに係る提供条件)に規定する Power Systems で提供する IBMi で使用する CPU の単位

第2表 メニュー及びプランに係る提供条件等

1 当社は、ECL2.0を通じて次に掲げるメニュー及びプランを提供します。ただし、オーストラリアリージョンでのメニュー及びプランの提供については、次のとおりとします。

ア) 2019年1月7日までに利用を開始したユーザに対してのみ適用します。

イ) 2019年1月8日以降新規の利用申込はできません。また、2020年1月8日付でオーストラリアリージョンでのサービス提供を廃止しました。

(1) サーバーに係るもの

メニュー		提供条件等	
ベアメタルサーバー	ベアメタルサーバー	<p>1 当社は、メニュー及びプラン毎に定めるサービス仕様に基づき、ベアメタルサーバー(当社が指定する物理サーバー(OS等の仮想サーバーの構築に要するソフトウェアその他のプログラムが組み込まれる前の状態のものをさします。)をいいます。以下、同じとします。)を提供します。</p> <p>2 当社は、本メニューの提供にあたり、当社が提供する Enterprise Cloud 2.0 ポータル(以下、「ECL2.0 ポータル」といいます。)または API 経由で利用可能な以下の機能を提供します。</p> <p>(1) ベアメタルサーバーの作成、削除、管理</p> <p>(2) 当社が ECL2.0 を通じて提供する OS 及び関連するソフトウェアのインストール</p> <p>3 当社は、1 のテナントに作成可能なベアメタルサーバー数の上限を 128 とします。ただし、ECL2.0 ポータル/API 経由で登録可能なベアメタルサーバー作成数は 30 までとなります。30 を超えて利用する場合は、別テナントでの本メニューの申込みが必要となります。</p> <p>4 上記ベアメタルサーバー作成数については、専用ハイパーバイザーにおける vSphere 及び Hyper-V のサーバー数も含まれません。</p>	
	リモートコンソールアクセス	<p>1 当社は、SSL VPN により、ベアメタルサーバーの Console/IPMI に接続可能な機能を提供します。</p> <p>2 当社は、1 のテナントにつき、本メニューに係る 1 の ID を提供します。</p>	
	OS	Red Hat Enterprise Linux	当社は、ベアメタルサーバーで利用可能な Red Hat Enterprise Linux に係る OS を提供します。
		Windows Server	当社は、ベアメタルサーバーで利用可能な Windows Server に係る OS を提供します。
仮想サーバー	コンピュータ	<p>1 当社は、メニュー及びプラン毎に定めるサービス仕様に基づき、共用型の仮想サーバー(当社が指定する CPU とメモリの組み合わせにより ECL2.0 を通じて構築されるものをいいます。以下、同じとします。)を提供します。</p> <p>2 当社は、本メニューの提供にあたり、ECL2.0 ポータルまたは API 経由で利用可能な以下の機能を提供します。</p> <p>(1) 仮想サーバーインスタンスの作成、削除、管理</p> <p>(2) 当社が ECL2.0 を通じて提供する OS 及び関連するソフトウェアのインストール</p> <p>3 本メニューは、SAP によって、SAP アプリケーションがサポートされる環境ではありません。</p>	
	ボリューム	<p>1 共用型の仮想サーバー構築を前提に、契約者が ECL2.0 を通じて、その仮想サーバーにデータを蓄積するためのデータ保存領域を提供します。</p> <p>2 ECL2.0 ポータルまたは API 経由で以下の機能を提供します。</p> <p>(1) ボリュームの作成、削除、管理</p> <p>(2) 当社が ECL2.0 を通じて提供する OS 及び関連するソフトウェアのインストール</p> <p>3 契約者は、1 のテナントにつき、総容量で 512TB 以内かつ 512 個までボリュームを作成できるものとします。</p>	

	OS	Red Hat Enterprise Linux	共用型の仮想サーバーで利用可能な Red Hat Enterprise Linux に係る OS を提供します。
		Red Hat Enterprise Linux for SAP Applications	共用型の仮想サーバーで利用可能な Red Hat Enterprise Linux for SAP Applications に係る OS を提供します。
		Windows Server	共用型の仮想サーバーで利用可能な Windows Server に係る OS を提供します。
イメージ保存領域	プライベートテンプレート	<ol style="list-style-type: none"> 1 ECL2.0に係るサーバーまたはストレージなどのリソースの状態を保存(イメージ化)したもの、または外部にあるイメージファイルを持ち込み、プライベートテンプレートとして保存するための保存領域を提供します。 2 契約者は、本メニューを通じて、プライベートテンプレートからプライベートテンプレートのイメージが入ったサーバーやストレージを作成し、仮想サーバーで利用することができます。 3 契約者は、本メニューを通じて、プライベートイメージテンプレートを他のテナント(当社が指定する方法により契約者が指定するもの)へ共有することができます。 4 当社は、本メニューに係る容量の上限を1のテナントあたり1ファイル 4TB(4,096GB)合計のファイル数 256 とします。 	
	プライベート ISO	<ol style="list-style-type: none"> 1 外部から持ち込まれたディスクイメージ(ECL2.0の機能を利用することなく契約者により情報またはデータが蓄積された記憶媒体をいいます。)をプライベート ISO として保存するための保存領域を提供します。 2 プライベート ISO として保管されたディスクイメージから、仮想サーバーやベアメタル等を作成することができます。 3 当社は、本メニューに係る容量の上限を 4TB(4,096GB)とします。 	

(2) ストレージに係るもの

メニュー		提供条件等
ブロックストレージ	IO 性能確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社が提供するロジカルネットワーク(料金表に規定するものをいいます。以下、同じとします。)経由で iSCSI プロトコルで接続可能なブロックストレージを提供します。 2 当社は、本メニューの提供にあたり、1のボリュームにつき 2 IOPS/GB または 4IOPS のストレージ IO 制御を実施します。 3 1の ボリュームに対して複数のスナップショットを作成することができます。スナップショットの最大取得可能数は 100 です。 4 スナップショットに保存可能な容量はボリュームサイズの 30%に制限(以下、「スナップショット制限値」)され、スナップショット容量がスナップショット制限値の 95%を超えると、スナップショットは作成された順に 95%未満になるまで自動的に削除されます。
ファイルストレージ	プレミアム	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社が提供するロジカルネットワーク(料金表に規定するものをいいます。以下、同じとします。)経由で NFS(v3)プロトコルで接続可能なファイルストレージを提供します。 2 当社は、本メニューの提供にあたり、1のボリュームにつき上限スループットの 400MB/sec、250MB/sec、100MB/sec、50MB/sec のいずれかの容量メニューを提供します。
	スタンダード	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社が提供するロジカルネットワーク(料金表に規定するものをいいます。以下、同じとします。)経由で NFS(v3/v4.0/v4.1)プロトコルで接続可能なファイルストレージを提供します。 2 当社は、本メニューの提供にあたり、1のボリュームにつきスループット性能はベストエフォートで提供し、各ボリュームに最大スループット制限が付与されます。 3 本メニューは、容量10TB から 5TB 単位で利用できるものとし、容量の上限を 100TB とします。

Wasabi オブジェクトストレージ	<ol style="list-style-type: none"> 1 本メニューは、インターネットを通じて接続可能なオブジェクトストレージを提供します。 2 本メニューは、1テナントあたり1アカウントが作成可能です。 3 本メニューは、アカウントの作成、削除、編集は同時に複数の処理を実行するため、契約者が操作した時間と誤差が生じる場合があります。 4 当社は本メニューの機能に係るスループット性能の保証をしません。 5 当社は本メニューのサードパーティー製品との連携および機能の保証をしません。 6 本メニューは、ECL2.0 を日本で契約した場合にのみ利用いただけます。
--------------------	---

(3) ネットワークに係るもの

メニュー		提供条件等
インターネット接続	インターネット接続	<ol style="list-style-type: none"> 1 Enterprise Cloud 2.0 にて利用可能なインターネット接続機能及びセルフマネジメント機能(ECL2.0 ポータルまたは API 経由で本メニュー(当社が指定するものに限ります)の管理が可能な機能をいいます)を提供します。 2 契約者は本メニューの利用にあたり、次の種別及び帯域を選択するものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ベストエフォート(当社が指定した帯域を伝送速度の最大値として設定するものをいいます。) (2) 帯域確保(当社が指定した帯域を上限として、伝送速度を確保して提供するものをいいます。) 3 当社は、1のテナントにつき、当社が提供する本メニューの数の上限を4とします。
	グローバル IP アドレス	<ol style="list-style-type: none"> 1 インターネットとの通信に必要な、インターネットゲートウェイに設定されるグローバル IP(IPv4)を提供します。 2 契約者によって、特定のアドレスを指定することはできません。 3 当社は、本メニューに係るサブネットの合計の上限を4とします。
ロジカルネットワーク		<ol style="list-style-type: none"> 1 ECL2.0 に係るロジカルネットワークに接続する機能を持つ機器との間を L2 で接続する機能を提供します。 2 1のテナントにつき、64 の本メニューを利用できるものとします。
ファイアウォール	Brocade 5600 vRouter	<ol style="list-style-type: none"> 1 ECL 2.0 にて利用可能な、仮想サーバーにインストールされた Brocade 5600 vRouter を提供します。 2 Brocade 5600 vRouter の管理機能及びファイアウォール機能を提供します。 3 1のテナントにつき、16 の本メニューを利用できるものとします。 4 2017 年 7 月 1 日以降新規の利用申込みはできません。 5 Brocade 5600 vRouter のサポートについては、2019 年 3 月 31 日までは、技術的内容および利用方法等に関する問合せについてサポートを提供します。2019 年 4 月 1 日以降は、仮想サーバー基盤とカスタマーポータル/API の故障対応のサポート以外のサポートを提供しません。
	vSRX	<ol style="list-style-type: none"> 1 ECL 2.0 にて利用可能な、仮想サーバーにインストールされた vSRX を提供します。 2 vSRX のインスタンス制御機能及びファイアウォール機能を提供します。 3 1のテナントにつき、64 の本メニューを利用できるものとします。
ロードバランサー	Netscaler VPX	<ol style="list-style-type: none"> 1 ECL 2.0 にて利用可能な、仮想サーバーにインストールされた Netscaler VPX を提供します。 2 Netscaler VPX の管理機能及びロードバランサー機能を提供します。 3 1のテナントにつき、16 の本メニューを利用できるものとします。

(4) SD-Exchange に係るもの

メニュー	提供条件等
コロケーション接続(CIC)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ECL2.0 のロジカルネットワークと指定のデータセンタ(当社が指定するもののうち、契約者が選択したものを指します。)における契約者のコロケーションラックとの間を L2 で接続する機能を提供します。 2 契約者は、ECL2.0 に係る契約者の名義が本メニューを通じて接続するコロケーションサービスに係る契約者の名義と異なる場合には、当社が指定する方法により申請を行い当社の承認が必要です。なお、そのコロケーションサービスに係る契約者の同意も取得していただきます。 3 本メニューに基づき接続されるコロケーション(契約者と当社との間で締結したコロケーションサービスの提供に係る契約に基づき提供されるものをいいます。以下、「当社のコロケーションサービス」といいます)のラック数は、1 ラックを下限とします。 4 契約者は当社からの要請があった場合、本メニューの使用目的、システム構成、利用予定を含みます。)について当社に開示するものとします。 5 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合、契約者に対し、30 日前の事前通知を行い、本メニューの全部または一部の提供を中止できるものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約者が複数のリンクを利用している場合において、利用実態が少なくリンク数の削減が可能と当社が認める場合 (2) ECL2.0 の利用料金(本メニューに係るものを除きます)の額が6 か月継続して月額 5 万円未満である場合 (3) 当社のコロケーションサービスに収容する契約者のシステムとの通信を主な目的としない利用形態であると当社が認める場合 (4) 1 の ECL2.0 に係る契約に対し、契約者が利用する当社のコロケーションサービスが1ラック未満である場合 (5) 本メニューを利用している契約者が ECL2.0 に係る契約を複数以上締結している場合であって、その複数の契約に基づき提供される ECL2.0 に係る利用料金が発生していない場合
Enterprise Cloud 1.0 接続(EIC)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ECL2.0 に係るロジカルネットワークと ECL1.0 に係るサーバーセグメントとの間を L2 で接続する機能を提供します。 2 契約者は、ECL2.0 に係る契約者の名義が本メニューを通じて接続する ECL1.0 に係る契約者の名義と異なる場合には、あらかじめ当社が指定する方法によりその ECL1.0 に係る契約者の同意を取得していただきます。 3 1 のテナントにつき、1 の本メニューを利用できるものとします。
Enterprise Cloud 2.0 接続	<ol style="list-style-type: none"> 1 同一リージョン内の ECL2.0 に係るテナント間のロジカルネットワークを L3 で接続する機能、または、同一リージョン内の ECL2.0 のベアメタルサーバー及び仮想サーバーを異なるテナントのロジカルネットワークに L2 で接続する機能(ネットワーク共有タイプ)を提供します。 2 契約者は、ECL2.0 に係る契約者の名義が本メニューを通じて接続する ECL2.0 に係る契約者の名義と異なる場合には、あらかじめ当社が指定する方法によりその ECL2.0 に係る契約者の同意を取得していただきます。 3 本メニューを利用すると、異なるテナント間での全ての通信が可能となります。お客さまご自身の責任において、必要な通信のみが行われるよう、ファイアウォールや経路の設定などでフィルタリングを実施してください。本メニューに関連して発生したお客さま、または第三者の損害について、弊社は責任を負わないものとします。

Amazon Web Services 接続	<ol style="list-style-type: none"> 1 ECL2.0に係るロジカルネットワークと Amazon Web Services,Inc.のアプリケーションサービスとの間をL3で接続する機能を提供します。 2 契約者は、ECL2.0に係る契約者の名義が本メニューを通じて接続する Amazon Web Services,Inc.のアプリケーションサービスに係る契約者の名義と異なる場合には、あらかじめ契約者の同意を得るものとします。 なお、接続において生じる責任は契約者が負うものとし、当社は責任を負わないものとします。 3 契約者は本メニューの利用にあたり、次の種別及び帯域を選択するものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ベストエフォート型: 契約者が指定した帯域を伝送速度の最大値として設定するものをいいます。 (2) 帯域確保型: 契約者が指定した帯域を上限として、伝送速度を確保して提供するものをいいます。 4 当社は本メニューの機能に係る通信の品質の保証をしません。 5 本メニューにおいて契約者がベストエフォート型を指定した場合に限り、メニュー変更をすることができます。 6 当社は、1のテナントにつき、当社が提供する本メニューの数の上限を4リンクとします。
Microsoft Azure 接続	<ol style="list-style-type: none"> 1 ECL2.0に係るロジカルネットワークと Microsoft Azure との接続機能を提供します。 2 契約者は、ECL2.0に係る契約者の名義が本メニューを通じて接続する Microsoft Azure に係る契約者の名義と異なる場合には、あらかじめ契約者の同意を得るものとします。なお、接続において生じる責任は契約者が負うものとし、当社は責任を負わないものとします。 3 当社は本メニューの機能に係る通信の品質の保証をしません。 4 当社は、1のテナントにつき、当社が提供する本メニューの数の上限を4リンクとします。
Google Cloud Platform 接続	<ol style="list-style-type: none"> 1 ECL2.0に係るロジカルネットワークと Google Cloud Platform(TM)(以下 GCP)との閉域接続機能を提供します。なお、接続できるのは GCP のコンピュータメニュー (Compute Engine、Kubernetes Engine 等)のみです。パブリックサービス(G.suite 等)と接続することは出来ません。 2 契約者は、ECL2.0に係る契約者の名義が本メニューを通じて接続する GCP サービスに係る契約者の名義と異なる場合には、あらかじめ契約者の同意を得るものとします。 なお、接続において生じる責任は契約者が負うものとし、当社は責任を負わないものとします。 3 Google 社の Google Cloud Partner Interconnect に準拠して機能を提供します。詳細は、GOOGLE CLOUD INTERCONNECT を参照してください。 4 本メニューは、GCP と接続するための、L3 ゲートウェイ機能を提供します。 5 当社は、1のテナントにつき、当社が提供する本メニューの数の上限を4リンクとします。 6 本メニューはメイン・バックアップの冗長構成でサービスを提供します。 7 当社は本メニューの機能に係る通信の品質の保証をしません。

(5) 専用ハイパーバイザーに係るもの

メニュー	提供条件等
VMware Cloud Foundation	<ol style="list-style-type: none"> 1 ECL 2.0 上で、契約者が本メニューに係るサーバー及び仮想環境を構成するソフトウェアを提供します。 2 当社は、1のサーバー及びソフトウェアにつき、1の本メニューを提供するものとします。

		3 当社は、契約者による本メニューの申込を承諾した時点で、本メニューのサービス提供に必要となるサーバーの調達および構築の手配を行うことから、当社が本メニューの申込を承諾した時点から契約者に本メニューのサービスを提供するまでの間(以下、「提供準備期間」といいます。)に契約者による本メニューの契約の解除があった場合は、契約者は料金表に規定する月額固定費用を取消料として当社が定める期限までに一括して支払うものとします。
Vmware Hybrid Cloud Extension		vSphere の仮想環境で利用可能な Hybrid Cloud Extension に係るライセンス及びソフトウェアを提供します。
vSphere	vSphere ESXi	1 ECL 2.0 上で、契約者が本メニューに係るサーバー及び仮想環境を構成するソフトウェアを提供します。 2 当社は、1のサーバー及びソフトウェアにつき、1の本メニューを提供するものとします。
Hyper-V	Hyper-V	1 ECL 2.0 上で、契約者が本メニューに係るサーバー及び仮想環境を構成するソフトウェアを提供します。 2 当社は、1のサーバー及びソフトウェアにつき、1の本メニューを提供するものとします。
ゲストイメージ	Red Hat Enterprise Linux	当社は、専用ハイパーバイザーで利用可能な Red Hat Enterprise Linux に係る OS を提供します。
	Red Hat Enterprise Linux Extended Lifecycle Support	ご利用中の RHEL が Production3 を終了している場合は、Extended Lifecycle Support が自動で適用され、別途月額費用が発生します。ご利用される RHEL のサポート期間の詳細については以下の Red Hat Enterprise Linux サービス説明書を参照ください。 https://ecl.ntt.com/documents/service-descriptions/OS/rsts/rhel.html
	vCenter Server Standard Edition for vSphere ESXi	vSphere メニューの仮想環境で利用可能な vCenter Server に係るライセンス及びソフトウェアを提供します。
	Windows Server for vSphere ESXi	1 本メニューは、1の vSphere ESXi サーバー(以下、「サーバー」といいます。)毎に仮想マシン(契約者が外部から持ち込んだOSを利用して構築したものを除きます。以下、本欄において同じとします。)の数を算定します。 2 1のサーバーにおいて、本メニューに係る利用料金は次の定めに基づいて算出されるものとします。 (1) 1のサーバー上で利用する仮想マシンの数が7以下の場合、その仮想マシンの数に料金表に規定する本メニューに係る月額上限料金を乗じて得た額を利用料金とします。 (2) 1のサーバー上で利用する仮想マシンの数が8以上の場合、前号に係らず料金表に規定する本メニューに係る月額上限料金を利用料金とします。
	Windows Server for Hypert-V	1 本メニューは、1の Hyper-V サーバー(以下、「サーバー」といいます。)毎に仮想マシン(契約者が外部から持ち込んだOSを利用して構築したものを除きます。以下、本欄において同じとします。)の数を算定します。 2 1のサーバーにおいて、本メニューに係る利用料金は次の定めに基づいて算出されるものとします。 (1) 1のサーバー上で利用する仮想マシンの数が7以下の場合、その仮想マシンの数に料金表に規定する本メニューに係る月額上限料金を乗じて得た額を利用料金とします。 (2) 1のサーバー上で利用する仮想マシンの数が8以上の場合、前号に係らず料金表に規定する本メニューに係る月額上限料金を利用料金とします。

(6) バックアップに係るもの

メニュー		提供条件等
バックアップ	ローカル保管	1 本メニューは、ソフトウェアや保存先ストレージを個別に準備、構築することなく、システム及びデータのバックアップ・リストアを、

		<p>迅速に実現できます。</p> <p>リージョン内のエージェントソフトウェアが導入されたサーバ内のディレクトリ及びファイルを対象に、バックアップ、リストアできます。</p> <p>2 本メニューは、ベアメタルサーバーもしくは仮想サーバーの申込みが前提となります。</p> <p>3 本メニューで使用するエージェントソフトウェアは、ECL 2.0 提供のオペレーティングシステムでのみ利用可能です。</p> <p>4 バックアップデータのリストアは契約者の責任で実施し、当社では責任を負いません。</p> <p>5 本メニューを解約すると保管されている契約者のバックアップデータは自動的に削除されます。</p> <p>6 本メニューはバックアップデータの正常性を保証するサービスではありません。</p> <p>7 サービスの故障、メンテナンス、バックアップ対象サーバーに不具合が発生している場合、もしくはバックアップ取得中にデータ更新が発生すると、バックアップが正常に取得できない場合があります。</p> <p>8 バックアップデータの保存期間は取得時のメニューが適用され、取得後のメニュー変更により変わらないものとします。</p>
	ダブル保管	<p>上記スタンダード(ローカル保管)に加えて、以下の条件を加え提供します。</p> <p>1 バックアップデータからのリストアは契約者の任意のタイミングで実施し、バックアップデータが正常であることの確認は契約者が実施することとします。</p> <p>2 バックアップ取得開始時刻は契約者は指定できません。</p> <p>3 サービスの混雑状況やバックアップ取得容量により、バックアップ取得時刻が設定時刻からずれたり、開始から終了までの時間が変動する場合がございます。</p> <p>4 リージョン外のサーバーはバックアップ、リストア実行の対象にはできません。</p> <p>5 OS を含むブートボリューム全体のバックアップ(以下、システムバックアップといいます。)とデータの全体または契約者が指定した一部を対象としたバックアップ(以下、ファイルバックアップといいます。)を同時に実行することはできません。また、リストアについても同じとします。</p> <p>6 本メニューをご利用する場合において、バックアップデータに国及び地方外への持ち出しを禁ずるデータが含まれていた場合に発生した各種罰則や損害についてサービス側は責任を負いません。契約者がローカル保管先及びダブル保管先の法令及び条例、規則をご確認ください。</p>

(7) セキュリティ

メニュー		提供条件等
ネットワーク型セキュリティ	Managed Firewall	<p>1 ECL 2.0 にて利用可能な、仮想サーバーにインストールされた Managed Firewall または Managed UTM を提供します。</p> <p>2 Managed Firewall または Managed UTM の管理機能及びセキュリティ機能を提供します。</p> <p>3 Managed UTM には Managed Firewall の機能が含まれます。</p>
	Managed UTM	
	Managed WAF	<p>1 ECL 2.0 にて利用可能な、仮想サーバーにインストールされた Managed WAF を提供します。</p> <p>2 Managed WAF の管理機能及びセキュリティ機能を提供します。</p>
ホスト型セキュリティ	Managed Anti-Virus	<p>1 ECL 2.0 及び ECL 1.0 で利用中のホストの OS 上に Agent をインストールしていただき、当社の管理サーバーと接続して動作します。管理サーバーとはインターネット経由での接続が必要です。</p>

	Managed Virtual Patch	2 ホスト上のセキュリティ機能及び各機能の管理機能を提供します。 3 申込みいただけるメニューは、1のテナントにつき、いずれか1メニューとなります。
	Managed Host-based Security Package	4 申込みいただける上限数は、1のテナントにつき、256 となります。 5 Managed Host-based Security Package には Managed Anti-Virus、Managed Virtual Patch の機能が含まれます。

(8) ミドルウェアに係るもの

メニュー		提供条件等	
Hyper-V	Windows Servver for Hyper-V Service	1 ECL 2.0 上で、契約者が本メニューに係るホスト及び本メニュー上で稼働する仮想マシンを管理可能な環境を提供します。 2 当社は、1のベアメタルサーバーにつき、1の本メニューを提供するものとします。 3 2016年7月27日以降、JP1での新規の利用申込はできません。	
	Azure Volume Accounting	1 別冊2の第4.2項及び第4.3項の定めに従い、ECL2.0 上で Microsoft が提供する Microsoft Azure を利用する権利を付与します。 2 2016年7月27日以降、JP1での新規の利用申込はできません。	
SAP HANA	SAP HANA Deployed TDI with Red Hat Enterprise Linux for SAP HANA	1 契約者の申込内容に基づき、ベアメタルサーバー、ファイルストレージプレミアム上に、SAP HANA のインストレーションを行い、TDI 構成として SAP HANA 基盤を提供します。 2 SAP HANA に係るライセンスは契約者にて用意いただきます。 3 SAP 社規定に従った TDI 構成として提供しますが、特定の性能を保証するサービスではございません。 4 ベアメタルサーバー、ファイルストレージプレミアムの 400MB/s、250MB/s、100MB/s を各1つずつ利用頂くことにより、1の本メニューを提供するものとします。 5 契約者は本メニューの利用にあたり、事前に以下のメニュー申込みが必要となります。 ベアメタルサーバー、ファイルストレージが接続されるロジカルネットワーク 6 利用開始後の OS ならびに SAP HANA パラメータの変更は、契約者にて実施いただきます。 7 当社はベアメタルサーバーで利用可能な Red Hat Enterprise Linux for SAP HANA に係る OS を提供します。 8 本メニューで構成されたベアメタルサーバー、ファイルストレージプレミアムを契約者が削除することはできません。削除申込を頂き、当社にて削除致します。	
Oracle	仮想サーバーメニュー向け	Oracle SE2 for Linux	ECL2.0 仮想サーバーメニュー上で Oracle ソフトウェアライセンス及び動作環境を提供します。
		Oracle SE2 for Rad Hat Enterprise Linux	
		Oracle SE2 for Windows	
		Oracle EE for Linux	
		Oracle EE for Rad Hat Enterprise Linux	
		Oracle EE for Windows	
	ベアメタルサーバーメニュー	Oracle SE2 (物理 CPU 課金)	1 ECL2.0 ベアメタルサーバーメニューおよび専用ハイパーバイザ

	一および専用ハイパーバイザーメニュー向け	Oracle EE (物理 CPU 課金) Oracle SE2 (vCPU 課金) Oracle EE (vCPU 課金)	一メニュー上で使用できる Oracle ソフトウェアライセンスを提供します。 2 申告以上の利用数が判明した場合は、その利用分について、遡って利用数としてカウントします。
SQL server		ECL2.0 上で SQL Server ライセンス及び動作環境を提供します。	
HULFT		ECL2.0 上で HULFT ライセンス及び動作環境を提供します。	
Windows Server Remote Desktop Services SAL		1 ECL 2.0 上で、Microsoft が提供する Windows Server Remote Desktop Services SAL オフィシャルイメージテンプレートを当社の仮想サーバー上で提供します。 2 本メニューを利用する場合、仮想サーバー及び Windows Server を合わせて申込む必要があります。	
Arcserve		1 ECL 2.0 の仮想サーバー、専用ハイパーバイザー上の仮想マシン、ベアメタルサーバー上で Arcserve に係るバックアップソフトウェア及びライセンスを提供します。 2 上記1項のライセンスは以下の条件のいずれかを満たしている期間のみ、ECL2.0 の外部にて契約者が管理/運用するサーバ及び仮想マシンでも利用できます。 ・ECL2.0のサーバー及び仮想マシンへの移行を実施する目的での利用の場合。 ・本メニューで提供されるソフトウェア及びライセンスでECL2.0上に構築されたバックアップシステムを利用する場合。 ・Arcserve ソフトウェアの機能を用いた ECL2.0 上のサーバー及び仮想サーバーと ECL2.0 外の環境との冗長化構成(災害対策等)を実施される場合。 3 本メニューは、システム及びデータのバックアップ及びリストアの成功を保証するものではありません。バックアップ及びリストアは契約者の責任で実施してください。リストア先のサーバーに不具合が発生しても当社では責任を負いません。 4 サービスの故障やメンテナンスによりバックアップが取得できない場合があります。バックアップの取得状況については契約者自身にてご確認ください。 5 バックアップ保存先のストレージは本メニューには含まれていません。 6 本メニューを利用したサーバタイプの変更は、あらゆる構成のタイプ変更を保証するものではありません。 7 ECL2.0 仮想サーバー、専用ハイパーバイザー、ベアメタルサーバーの各メニュー及びプランから、異なるサーバーへのメニュー及びプランの移行をする場合は、契約者責任で実施いただきます。	
Veeam Backup & Replication (VBR) for vSphere		1 本メニューは、VBR の機能を利用可能とすることにより、VMware vSphere の仮想マシンに、バックアップやレプリケーションの実行を統合的に実施する機能を提供します。ただし、契約者が外部から持ち込んだライセンスとの併用はできません。 2 申込時にサイジング結果を提示いただきます。当社のサイジング結果により、申込承諾ができない場合があります。 3 本メニューは、システム及びデータのバックアップ、リストア及びレプリケーションの成功を保証するものではありません。バックアップ、リストア及びレプリケーションは契約者の責任で実施してください。リストア先のサーバーに不具合が発生しても当社では責任を負いません。 4 サービスの故障やメンテナンスによりバックアップが完了できない場合があります。バックアップの完了状況については契約者にてご確認ください。 5 ECL2.0 で稼働するシステムに直接関係しないシステムに、本メニューが提供するライセンスは利用できません。	

	<p>6 バックアップ保存先のストレージは本メニューには含まれていません。</p> <p>7 2020年3月31日以降新規の利用申込はできません。また、2020年4月30日付で本メニューのサービス提供を廃止します</p>
匿名加工情報作成ソフトウェア	<p>1 本メニューは、ECL2.0上で匿名加工情報作成ソフトウェアを提供します。</p> <p>2 本メニューは、JPリージョンでのみで利用できます。</p>

(9) マネジメントに係るもの

メニュー			提供条件等
モニタリング			<p>1 ECL 2.0に係る仮想サーバーその他の各種リソースの情報を収集し、当社が指定する方法により契約者に対してその収集した情報をレポートする機能を提供します。</p> <p>2 ベーシックプランにはアラーム機能(契約者が予め設定した条件を満たした場合に、その旨を契約者に通知する機能をいいます。以下、同じとします。)が10個、カスタムメーターが1個含まれるものとしします。</p> <p>3 ベーシックプランにおいて、アラーム機能の追加(以下、「追加アラーム」といいます。)及びメーター保存期間延長(本メニューを通じて収集したデータの保存期間を当社が指定する期間において延長が可能なことをさします。以下、同じとします)の利用はできません。</p> <p>4 アドバンスプランにはアラーム機能、メーター保存延長期間がそれぞれ100個、カスタムメーターが10個含まれるものとしします。</p> <p>5 アドバンスプランにおいて、追加アラーム及びメーター保存期間延長につき、追加で利用することができるものとしします。但し、当社が提供するアラーム機能及びメーター保存延長期間の数の上限は、それぞれ300個、追加カスタムメーターの数の上限は30個としします。</p>
モニタリングログ			<p>1 本メニューは、ECL2.0における、サーバ作成等の各種ログを提供するサービスです。また、ログを転送し、Google BigQuery 機能を活用することにより、PCI DSS 対応等に役立てることが可能です。</p> <p>2 本メニューを利用し、Hybrid Cloud with GCPの Google BigQuery にログを転送する場合には、契約者は Hybrid Cloud with GCP を申込む必要があります。なお、Hybrid Cloud with GCPの費用については別にかかります。</p> <p>3 最大5つの Enterprise Cloud 2.0 テナントのログを転送可能です。</p>
サポート	導入支援	設計サポート	<p>1 本メニューに係る契約は、当社の指定する申込書面による契約者からの申込に対して当社が承諾の通知を発信したときに成立するものとしします。</p> <p>2 本メニューは、契約者に代わって ECL2.0 の導入に必要なパラメータシート及びネットワーク構成図(以下、「パラメータシート」といいます。)を作成します。</p> <p>3 当社は、前項のパラメータシート作成完了後にパラメータシートを契約者へ納入します。契約者はパラメータシートが納入された日から14日以内(以下、「検査期間」といいます。))にパラメータシートに関して疑義を当社に通知しない場合、検査期間の終了日をもって受入検査に合格したものとみなします。受入検査に合格した日をもって、給付完了の日としします。</p> <p>4 当社は、前項において不合格の通知を受けたときは、不合格となったパラメータシートを合理的期間内に補正し、再度契約者に納品することとしします。</p> <p>5 当社は、本メニューの申込を承諾しサービス提供のための作業を開始した時点から契約者に本メニューのサービスを提供するまでの間(以下、「作業実施期間」といいます。))に契約者による本メニューの契約の解除があった場合は、契約者は、当社が提示した見積書の金額の範囲内で、実際に係る費用を当社が算出した額</p>

			<p>を取消料として、当社が定める期限までに一括して支払うものとします。</p> <p>6 本メニューは、ECL2.0を日本で契約した場合にのみご利用いただけます。</p>
	構築サポート		<p>1 本メニューでは、契約者が提出したパラメータシートに基づき当社がリソース構築作業を代行します。</p> <p>2 当社は、前項のリソース構築作業完了後にリソースを契約者へ納入します。契約者は、リソースが納入された日から14日以内(以下、「検査期間」といいます。))にパラメーターシートに基づき検査(以下、「受入検査」といいます。)を行い、検査結果を当社に通知するものとします。契約者から検査期間内に検査結果通知がない場合は、検査期間の終了日をもって受入検査に合格したものとみなします。受入検査に合格した日をもって、給付完了の日とします。</p> <p>3 当社は、前項において不合格の通知を受けたときは、不合格となったリソース構築作業を合理的期間内に修補し、再度契約者に受入検査を依頼することとします。</p> <p>4 本メニューでは、OSのインストールはECL2.0で提供しているオフィシャルイメージテンプレートを利用する cases に限ります。また、OS上のアプリケーションのインストールは対象外となります。</p> <p>5 本メニューは、OS上のアプリケーションの動作やシステム全体の総合的な動作を保証するものではありません。</p> <p>6 本メニューは、ECL2.0を日本で契約した場合のみ申込みいただけます。</p> <p>7 本メニューは、新規テナントに提供するものとし、既存のテナントへは提供されません。ただし、運用支援プレミアムプランを利用の場合は、この限りではありません。</p>
運用支援	ベーシックプラン		<p>1 本メニューは、料金表に定めるサービス(以下、対象サービスといいます。)を対象に、契約者からのサービス及び故障に関する問合せに回答します。</p> <p>2 本メニューは、ECL2.0が提供するチケット機能を利用した問合せ、故障申告に対し、当社サポートセンターからチケット機能により回答いたします。</p> <p>3 契約者の設計の支援、契約者環境のパフォーマンスチューニング、契約者が個別に導入したアプリケーションの検証等の技術サポートについて当社はサポートしません。</p> <p>4 本メニューの対応時間は、平日の 10:00~17:00(日本時間)です。なお、土日祝日、年末年始は本メニューを提供しません。</p>
	アドバンスドプラン		<p>上記ベーシックプランのサポートに加えて、以下を提供します。</p> <p>1 契約者が電話で故障状況について当社に対し問合せた場合、当該問合せに基づき当社サポートセンターから電話します。</p> <p>2 本メニューの対応時間は、24時間365日です。ただし、当社での調査が必要な場合等においては、当該問い合わせのあった日の翌営業日以降の対応とさせていただきます場合があります。</p>
	プレミアムプラン		<p>上記ベーシックプランのサポートに加えて、以下を提供します。</p> <p>1 本メニューは、契約者に対して、電話による特別窓口を設置し対応します。</p> <p>2 本メニューの対応時間は、24時間365日です。ただし、当社での調査が必要な場合等においては、当該問い合わせのあった日の翌営業日以降の対応とさせていただきます場合があります。</p> <p>3 本メニューは、テクニカルサポートに関するヘルプデスクを設置し対応を可能とします。</p>

(10) プラットフォームサービスに係るもの

メニュー	提供条件等
DNS	1 本メニューでは契約者独自ドメインの名前解決のための外部向けコンテンツサーバー(権威DNSサーバー)を提供いたします。

	<p>2 本メニューでは、はじめにゾーン(本メニューでドメインを管理する単位。1ドメインが1ゾーン)を作成していただき、ゾーンの作成・編集・削除、その中に含まれるレコードセットの作成・編集・削除が可能です。</p> <p>3 レコードセットでは正引き、逆引きの両方の設定が可能です。</p> <p>4 本メニューのグローバルIPアドレスに関する逆引き設定は、同一契約内で使用されているグローバルIPアドレスのみ設定可能となります。他契約で利用しているグローバルIPアドレスや未利用のグローバルIPアドレスについて逆引きの設定を行うことはできません。</p> <p>5 本メニューはどのリージョンのどのテナントからも利用可能ですが、本メニューで設定した情報(ゾーン、レコードセット)は設定元のテナントからのみ閲覧、編集、削除が可能です。</p> <p>6 ゾーンの制約条件は、未設定のネームサーバーグループが存在する限り、同一ゾーンは最大3つまで登録が可能です。</p> <p>7 1テナントのDNSメニューで設定可能なゾーンの最大数は100ゾーンとなります。</p> <p>8 レコードセット数は、1つのゾーンで設定可能なレコードセットの最大数は1,000レコードとなります。また、設定可能なキャッシュ保存時間(TTL)は0~86400秒の間の整数値となります。</p>
FastDNS	<p>1 本メニューは、契約者独自ドメインの名前解決のための Akamai Technologies, Inc. (以下、「Akamai」といいます。)が提供する FastDNS サービスを利用することができ、外部向け DNS サービスを提供いたします。</p> <p>2 Akamai が FastDNS の提供を廃止(Akamai が当社に対して通知するものをいいます)する場合、当社はその提供の廃止に応じて、本メニューの提供を廃止することができるものとします。その提供の廃止にあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。</p> <p>3 本メニューは、本メニューを用いた設計、契約者利用 DNS から FastDNS への移行、API の使用方法または仕様確認を除き、サポートの対象範囲となります。</p> <p>4 申込みいただいているゾーン利用数を超過した数のゾーンを作成した場合、予告なく作成済みのゾーンを削除する場合があります。</p> <p>5 本メニューに係る契約の解除等があったときは、本メニューに保存されているデータは削除します。</p> <p>6 本メニューが提供する機能について、完全性、正確性、契約者への利用目的への適合性を有していることについて保証するものではありません。</p> <p>7 本メニューの構成品とお客さま環境との相性により起こり得る不具合、またはお客さまが弊社指定以外の操作を行った場合に発生する不具合については、その回復の保証はできません。</p> <p>8 本メニューを構成する機器の開発元または販売元に、以下の情報を提供する場合があります。 (1) 本メニューの提供を通じて得られた設定情報 (2) 本メニューの制御などに関する情報</p>
WebRTC Platform SkyWay	<p>1 本メニューは、WebRTC 技術(音声、映像、データのリアルタイム通信のオープンスタンダードな技術)を活用したアプリケーションを開発できる CPaaS(Communication PaaS)であり、WebRTC 活用に必要な Signaling, TURN, SFU 等のサーバー群をサービス型で提供します。</p> <p>2 本メニューには有償プランと無償プランがあり、無償プランは専用サイト(http://webrtc.ecl.ntt.com/)から申込登録して利用します。</p> <p>3 無償プランは、専用サイト(http://webrtc.ed.ntt.com/)に掲載の「WebRTC Platform SkyWay Community Edition 利用規約(無償版)」により提供されます。</p>

		<p>4 無償プランは有償プランと比べ利用制限(Signaling 回数、TURN 利用量、SFU 利用量)があり、また、SLA、サポートは適用されません。</p>
Global Server Load Balance (Global Traffic Managemet)		<p>1 本メニューは、Akamai が提供するロードバランスサービス (Global Traffic Management - Standard)を利用することができ、複数拠点のサーバーへの通信を制御する機能を提供します。エンドユーザーのアクセス FQDN を本メニューに振りむけることにより、ルールベースのロードバランシングをすることが可能です。</p> <p>2 Akamai が Global Server Load Balance を廃止する場合、当社はその廃止に応じて、本メニューを廃止することができるものとします。その廃止にあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。</p> <p>3 Akamai ポータル用に払い出されるアカウントの上限数は5アカウントです。</p> <p>4 本メニュー利用にあたり、アクセス先 FQDN の DNS 設定(CNAME)は契約者の責任で実施ください。</p> <p>5 本メニューで利用するアクセス先 FQDN または IP アドレス、サーバーの FQDN または IP アドレスは契約者にてご用意ください。</p> <p>6 本メニューの提供にあたり、Akamai 社へ「設定情報」、「制御などに関する情報」を提供する場合があります。</p>
Hybrid Cloud with Microsoft Azure	Azure Volume Accounting	<p>1 Microsoft Azure の利用に必要な Azure サブスクリプションを本メニューにてオンラインで発行します。</p> <p>2 発行された Azure サブスクリプションを利用して、Microsoft Azure の各種サービス※を利用することが可能です。</p> <p>3 別冊2第4. 2項及び第4. 3項の定めに従い、Microsoft が提供する Microsoft Azure を利用する権利を付与します。</p> <p>4 本メニューにより利用可能な Microsoft Azure サービスは、Microsoft Azure ののサイトにおける Azure Resource Manager のリソースプロバイダーにて制御可能な Microsoft Azure サービス全てとします。なお、Microsoft Azure サービスについては以下の Web サイトを確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ https://docs.microsoft.com/ja-jp/azure/active-directory/role-based-access-control-resource-provider-operations ・ https://docs.microsoft.com/ja-jp/azure/azure-resource-manager/resource-group-overview ・ https://docs.microsoft.com/ja-jp/azure/azure-resource-manager/resource-group-overview#resource-providers <p>5 Azure のご利用に関する SLA は、Azure が定めている SLA に準拠します。</p> <p>6 新規で発行される Azure テナント名 (固有の ID).onmicrosoft.com)は Enterprise Cloud 2.0 側で自動で付与されます。契約者任意の名前を付けることはできません。</p> <p>7 契約者既存の Azure テナントに紐付けて利用することはできません。</p> <p>8 Azure のサブスクリプションは Enterprise Cloud 2.0 の1テナントにつき1サブスクリプションを上限とします。</p> <p>9 サブスクリプションに付与されるニックネームは Microsoft Azure となります。</p> <p>10 初期作成されるアカウントについては、ユーザー名は admin に固定となります。(admin@[Azure テナント名].onmicrosoft.com)</p> <p>11 Azure のサブスクリプションに対する管理者権限は、初期作成されるアカウントに対してのみ共同作成者権限が付与されます。契約者が追加したアカウントに対して管理者権限を付与することはできません。</p>
Hybrid Cloud with GCP		<p>1 本メニューで提供される各種リソースの操作や、アクセス権限の操作は契約者が Google 社の GCP ホール経由で行う必要があります。</p>

	<p>2 本メニューは、当社が、契約者の指定するメールアドレス宛に GCP プロジェクトの招待メールを送り、契約者が GCP プロジェクトに参加することを承諾した後に利用することができます。</p> <p>3 当社は、Hybrid Cloud with GCP の機能について、当社の定めるマネジメントに係るサポートメニューの対象となります。</p>
Power Systems	<p>1 本メニューは、日本情報通信株式会社(以下、「N+C」といいます。)が提供する N+C Cloud i、IBMi、AIX のオペレーティングシステム、ILMT による IBM ソフトウェアライセンス監査、外部接続ゲートウェイ機能であって、ECL2.0 コロケーション相互接続により相互接続を通じて利用可能なもの。</p> <p>2 コンピュートリソースは、1の論理区画(以下、LPAR) 毎に1のコンピュートリソースタイプを選択いただきます。ただし、プールタイプを除きます。</p> <p>3 IBMi コンピュートリソースタイプは、1の LPAR に割当ててるコンピュートリソースが固定されるスタンダードと、サービス設備の CPU 性能の空き状況に応じて LPAR への設定量を越えた CPU リソースをベストエフォートで利用できるバーストタイプが選択できます。</p> <p>4 コンピュートリソース タイプにプールを選択する場合、LPAR への CPU、メモリー、ASP/ディスクの割当量は、追加コンピュートリソースと同じ単位で、上限・下限の範囲内で任意に設定できます。</p> <p>5 既に ECL を利用中で未使用のセグメントがない場合は、ECL2.0 用に追加セグメントの契約が必須です。</p> <p>6 IBM i を利用いただくには、LAN コンソール用アプリケーション (IBMi Access for Windows)環境が設定・利用可能な ECL のコンピュートリソース、Windows ライセンス、コロケーション接続のご契約が必須です。</p> <p>7 CPW は現在利用可能な Power8プロセッサにおける CPW 値を参考にしています。CPU が変更になった場合は、追加単位も変更になる場合があります。</p>

第3表 メニュー及びプランに係る算定方法

料金表第1(第1 利用料金の適用)第2項に掲げる算定方法に加え、ECL2.0を通じて当社が提供するメニュー及びプランの算出方法は次に掲げる通りとします。

(1) サーバーに係るもの

メニュー		算定方法
ベアメタルサーバー	リモートコンソールアクセス	1 のテナントにつき、1 のIDに係る利用料金は適用しません。
	OS	Red Hat Enterprise Linux Windows Server
仮想サーバー	コンピュータ	1 料金表)に規定する「起動時」とは、契約者の操作により仮想サーバーが正常に起動した時刻から起算し、正常に停止した時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。 2 料金表)に規定する「停止時」とは、契約者の操作により仮想サーバーが正常に停止した時刻から起算し、次に正常に起動した時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。
	OS	Red Hat Enterprise Linux Red Hat Enterprise Linux for SAP Applications Windows Server
		1 本メニューのプランについては、その本メニューがインストールされたインスタンスに係るプラン(コンピュータのものとし、以下、同じとします)と同一のプランが適用されるものとします。 2 本メニューがインストールされたインスタンスに係るプランに変更があった場合、本メニューのプランは、その変更後のインスタンスのプランと同一のプランに自動的に変更されます。
イメージ保存領域	プライベートテンプレート	1 1のプライベートテンプレートまたはプライベートISOに係る利用料金(以下、「イメージ保存領域に係る利用料金」といいます。)は、次に定める算式に基づき算出されるものとします。 イメージ保存領域に係る利用料金 = 利用量(byte) × 利用時間(秒) ÷ 1024 ³ (byte/GB) ÷ 60(秒/分) × 単価(円/GB・分) 2 前項の記算式に基づき算出された額に端数が生じた場合は、その端数の小数点を切り上げるものとします。 3 前2項の算定方法により、契約者が支払いを要する利用料金として算出された額は、当社が指定する方法により、契約者に表示される料金額の内訳、料金算定に使用される時間等に基づき算出される額と異なる場合があります。
	プライベートISO	

(2) ストレージに係るもの

メニュー		算定方法								
ブロックストレージ	IO 性能確保 スナップショット	利用状況に応じて容量が変動する従量課金で、当社が任意のタイミングで、日単位のスナップショット容量の最大値を測定し、当該月の合計総容量に対し、1日あたりの GB 単価により算出されるものとします。								
Wasabi オブジェクトストレージ		1 本メニューには、最低利用料金、最低課金期間、最低課金サイズの設定があります。具体的には下表のとおりです。なお、利用量等は Wasabi 社の測定に基づき算出します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最低利用料金</td> <td>テナント単位で適用される最低利用料金は、1ヶ月の利用量が 1TB 未満の場合には、当該月の利用料金は 1TB 相当の料金額を請求します。</td> </tr> <tr> <td>最低課金期間(オブジェクト単位)</td> <td>オブジェクト単位で適用される最低課金期間は、契約者がオブジェクトのアップロードを実施した場合にオブジェクトのアップロードをした日を起算日(以下、「起算日」といいます。)から 30 日間を最低課金期間とします。最低課金期間内にオブジェクトを削除(以下、「削除日」といいます。)した場合は、当社は、最低課金期間残期間(起算日から最低課金期間終了の日までの期間)について、利用している場合と同様に当該サービスに係る利用料金相当額を課金対象として料金請求します。</td> </tr> <tr> <td>最低課金サイズ(オブジェクト単位)</td> <td>オブジェクト単位で適用される最低課金サイズは、オブジェクトのサイズが 4KB 未満の場合には、4KB 相等の料金額をオブジェクト単位に請求します。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	条件	最低利用料金	テナント単位で適用される最低利用料金は、1ヶ月の利用量が 1TB 未満の場合には、当該月の利用料金は 1TB 相当の料金額を請求します。	最低課金期間(オブジェクト単位)	オブジェクト単位で適用される最低課金期間は、契約者がオブジェクトのアップロードを実施した場合にオブジェクトのアップロードをした日を起算日(以下、「起算日」といいます。)から 30 日間を最低課金期間とします。最低課金期間内にオブジェクトを削除(以下、「削除日」といいます。)した場合は、当社は、最低課金期間残期間(起算日から最低課金期間終了の日までの期間)について、利用している場合と同様に当該サービスに係る利用料金相当額を課金対象として料金請求します。	最低課金サイズ(オブジェクト単位)	オブジェクト単位で適用される最低課金サイズは、オブジェクトのサイズが 4KB 未満の場合には、4KB 相等の料金額をオブジェクト単位に請求します。
項目	条件									
最低利用料金	テナント単位で適用される最低利用料金は、1ヶ月の利用量が 1TB 未満の場合には、当該月の利用料金は 1TB 相当の料金額を請求します。									
最低課金期間(オブジェクト単位)	オブジェクト単位で適用される最低課金期間は、契約者がオブジェクトのアップロードを実施した場合にオブジェクトのアップロードをした日を起算日(以下、「起算日」といいます。)から 30 日間を最低課金期間とします。最低課金期間内にオブジェクトを削除(以下、「削除日」といいます。)した場合は、当社は、最低課金期間残期間(起算日から最低課金期間終了の日までの期間)について、利用している場合と同様に当該サービスに係る利用料金相当額を課金対象として料金請求します。									
最低課金サイズ(オブジェクト単位)	オブジェクト単位で適用される最低課金サイズは、オブジェクトのサイズが 4KB 未満の場合には、4KB 相等の料金額をオブジェクト単位に請求します。									

	<p>2 本メニューの利用料金は、JP1/JP2/JP4/JP5、US1、US2、UK1、DE1、FR1、SG1、HK1 等リージョンに含まれない、料金表 (https://ecl.ntt.com/price/price2-wasabi) で定める料金により算出するものとします。</p> <p>3 本メニューは、令和2年1月1日以降の利用分から課金対象となります。</p>
--	---

(3) ネットワークに係るもの

メニュー	算定方法
ロジカルネットワーク	<p>ロジカルネットワークに係る利用料金は、次に掲げる算式に基づき算出されるものとします。</p> <p>(1) ロジカルネットワークに係る利用料金 $= (1 \text{ の料金月において現に利用したロジカルネットワークの利用料金の総額} - (1 \text{ のロジカルネットワークの月額上限料金の額})) \times 5$</p> <p>(2) 前項に基づき算出された額が0を下回る場合、その月のロジカルネットワークに係る利用料金を適用しないものとします。</p>

(4) SD-Exchange に係るもの

メニュー	算定方法
コロケーション接続(CIC)	<p>1 本メニューの申込みにあたり、契約者が現に利用している ECL2.0 に係る利用料金が6か月継続して月額5万円未満である場合は、その申込みを承諾しない場合があります。但し、契約者と当社との間で別段の合意がある場合は、その限りではありません。</p> <p>2 本メニューの1Gbpsメニューに係る利用料金は、1のリンクを上限として適用しないものとします。ただし、ECL2.0に係る利用料金の総額が5万円を下回っている場合は、この限りではありません。</p> <p>3 前項の規定は、料金表に定めるFR1リージョンには適用しません。</p>
Amazon Web Services 接続	<p>1 料金表に定めるUS1、UK1、SG1において、新規または変更の申込みを行う場合、申込みをした日を含む月の翌料金月から課金を開始します。但し、提供を開始した日を含む月と解除又は廃止のあった日を含む月が同一の月である場合又は申込みをした日が月の初日である場合、契約者は当該月の料金を支払うものとします。</p>

(5) 専用ハイパーバイザーに係るもの

メニュー	算定方法
Vmware Cloud Foundation	本メニューに係る提供準備期間に契約の解除があった場合、期間内において料金表に基づき算出される月額上限料金を当社が定める期限まで一括して支払うものとします。
Vmware Hybrid Cloud Extension	専用ハイパーバイザーVmware Cloud Foundationメニューの料金に含まれます。
Hyper-V	Hybrid Cloud for Azure 当社は、Microsoft が規定する料金並びに算定方法及び契約者による Azure Backup 及び Azure Site Recovery(E2A)(Microsoft が提供するものをいいます)の利用実態に基づき算出された額を本メニューに係る利用料金として適用します。
ゲストイメージ	RedHat Enterprise Linux 当該月において1テナント内で生成された最大ゲストVM数において、2つのVMを1の単位として、その数に料金表に規定する本メニューに係る月額上限料金を乗じて得た額を利用料金とします。
	vCenter Server Standard Edition for vSphere ESXi 専用ハイパーバイザーvSphere vSphere ESXiメニューの料金に含まれます
	Windows Server for vSphere ESXi 1 本メニューは、1のvSphere ESXiサーバー(以下、「サーバー」といいます。)毎に仮想マシン(契約者が外部から持ち込んだOSを利用して構築したものを除きます。以下、本欄において同じとします。)の数を算定します。

		<p>2 1のサーバーにおいて、本メニューに係る利用料金は次の定めに基づいて算出されるものとします。</p> <p>(1) 1のサーバー上で利用する仮想マシンの数が7以下の場合、その仮想マシンの数に料金表に規定する本メニューに係る月額上限料金を乗じて得た額を利用料金とします。</p> <p>(2) 1のサーバー上で利用する仮想マシンの数が8以上の場合、前号に係らず料金表に規定する本メニューに係る月額上限料金を利用料金とします。</p>
	Windows Server for Hyper-V	<p>1 本メニューは、1のHyper-Vサーバー(以下、「サーバー」といいます。)毎に仮想マシン(契約者が外部から持ち込んだOSを利用して構築したものを除きます。以下、本欄において同じとします。)の数を算定します。</p> <p>2 1のサーバーにおいて、本メニューに係る利用料金は次の定めに基づいて算出されるものとします。</p> <p>(1) 1のサーバー上で利用する仮想マシンの数が7以下の場合、その仮想マシンの数に料金表に規定する本メニューに係る月額上限料金を乗じて得た額を利用料金とします。なお、1VM目は無料で提供します。</p> <p>(2) 1のサーバー上で利用する仮想マシンの数が8以上の場合、前号に係らず料金表に規定する本メニューに係る月額上限料金を利用料金とします。</p>

(6) バックアップに係るもの

メニュー		算定方法
バックアップ	ローカル保管及びダブル保管	<p>1 本メニューは、1の料金月のバックアップ対象のデータの測定期間あたりの平均データ容量に対して、料金表の月額上限料金に記載の単価を乗じたものを月額料金として適用します。測定期間あたりの平均データ容量は、当社の定めた方法により算定します。</p> <p>2 利用開始日または解約日が1の料金月の途中の場合でも前項の算出方法に準じ月額料金を算出します。</p> <p>3 1の料金月の間に利用プラン変更があった場合は、1の利用プランの利用期間毎に1項の算定を行い、各料金を合算した額を月額料金として適用します。</p>

(7) セキュリティ

メニュー		算定方法
ネットワーク型セキュリティ	Managed Firewall	<p>1 利用時間にかかわらず、月額定額料金とします。</p> <p>2 1の料金月において、メニュー及びプランを変更した場合、その料金月に利用したメニュー及びプランの料金を比較して、最も高い料金を月額料金として適用します。</p>
	Managed UTM	
	Managed WAF	<p>1 利用時間にかかわらず、月額定額料金とします。</p> <p>2 1の料金月において、プランを変更した場合、その料金月に利用したプランの料金を比較して、最も高い料金を月額料金として適用します。</p>
ホスト型セキュリティ	Managed Anti-Virus	<p>1 利用時間にかかわらず、月額定額料金とします。</p> <p>2 申込みいただいたメニューと最大利用 Agent 数を乗じて、月額料金を算定します。</p> <p>3 最大利用 Agent 数まで Agent をインストールして利用いただくことができます。最大利用 Agent 数までインストールされずに利用されていない場合でも、2の算定に基づき料金算定します。</p> <p>4 1の料金月において、利用メニューや数量を変更した場合、その料金月に利用したメニュー及び数量を2の算定方法に基づいて料金を比較し、最も高い料金を月額料金として適用します。</p>
	Managed Virtual Patch	
	Managed Host-based Security Package	

(8)ミドルウェアに係るもの

メニュー		算定方法	
Hyper-V	Windows Server for Hyper-V Service	<p>1 本メニューは、1のベアメタルサーバー毎に仮想マシン(契約者が外部から持ち込んだOSを利用して構築したものを除きます。以下、本欄において同じとします。)の数を算定します。</p> <p>2 1のベアメタルサーバーにおいて、本メニューに係る利用料金は次の定めに基づいて算出されるものとします。</p> <p>(1) 1のベアメタルサーバー上で利用する仮想マシンの数が7以下の場合、その仮想マシンの数に料金表に規定する本メニューに係る月額上限料金を乗じて得た額を利用料金とします。</p> <p>(2) 1のベアメタルサーバー上で利用する仮想マシンの数が8以上の場合、前号に係らず料金表に規定する本メニューに係る月額上限料金を利用料金とします。</p>	
	Azure volume accounting	当社は、Microsoft が規定する料金並びに算定方法に基づき算出された額を本メニューに係る利用料金として適用します。	
SAP HANA	SAP HANA Deployed TDI with Red Hat Enterprise Linux for SAP HANA	<p>1 本メニューにて作成されるベアメタルサーバー、ファイルストレージプレミアム、グローバルIP アドレスは、SAP HANA 基盤を利用開始時から課金されます。</p> <p>2 本メニューに係る SAP HANA 利用割引プランは、以下の通り適用するものとします。ただし、対象とする月の最大割引金額は料金表に記載の月額上限料金とします。</p> <p>(1) 本メニュー(GP2 プラン)、ベアメタルサーバー(GP2 プラン)ならびにファイルストレージプレミアムの(上限 400MBps、上限 250MBps、上限 100MBps のプラン全てを利用)を各1つずつ利用頂くことで、料金表利用料金の額に定めた SAP HANA 利用割引 プラン A を適用することとします。</p> <p>(2) 本メニュー(GP3 プラン)、ベアメタルサーバー(GP3 プラン)ならびにファイルストレージプレミアムの(上限 400MBps(512GB)、上限 250MBps、上限 100MBps(512GB) のプラン全てを利用)を各1つずつ利用頂くことで、料金表利用料金の額に定めた SAP HANA 利用割引 プラン B を適用することとします。</p> <p>3 本メニューを利用して作成されたベアメタルサーバーに、契約者が他の新規 OS をインストールした場合であっても、メニューに係る利用料金が継続して提供されるものとします。</p>	
Oracle	仮想サーバーメニュー向け	Oracle SE2 for Linux	1 時間料金×利用時間を利用料金とします。利用料金が月額上限料金を超える場合、月額上限料金を利用料金とします。
		Oracle EE for Linux	
		Oracle SE2 for Red Hat Enterprise Linux	
		Oracle EE for Red Hat Enterprise Linux	
		Oracle SE2 for Windows	
		Oracle EE for Windows	
	ベアメタルサーバーメニューおよび専用ハイパーバイザーメニュー向け	Oracle SE2 (物理 CPU 課金)	1 月額固定料金を利用料金とします。使用開始月は無料、使用終了月は日付によらず1ヶ月の料金が発生します。
Oracle EE (物理 CPU 課金)	2 Oracle ソフトウェアが稼働するベアメタルサーバーの物理 CPU 数(物理 CPU ソケット数または物理 CPU コア数)に応じて料金が発生します。Oracle SE2 メニューを使用した場合は物理 CPU ソケット数、Oracle EE メニューを使用した場合は物理 CPU コア数		

			に応じて料金が発生します
		Oracle SE2 (vCPU 課金)	1 月額固定料金を利用料金とします。使用開始月は無料、使用終了月は日付によらず1ヶ月の料金が発生します。
		Oracle EE (vCPU 課金)	2 Oracle ソフトウェアが稼働する仮想サーバーの vCPU 数に応じて料金が発生します。
SQL Server			(仮想サーバーで利用される場合) 1 利用時間にかかわらず、月額固定料金とします。 2 1の料金月において、メニュー及びプランを変更した場合、その料金月に利用したメニュー及びプランの料金を比較して、最も高い料金を月額料金として適用します。 (Hyper-V、vSphere ESXi で利用される場合) 1 VM が一度でも起動された場合、月額固定料金とします。 2 VM が一度も起動されなかった場合、料金は発生しません。 3 1の料金月において、メニュー及びプランを変更した場合、その料金月に利用したメニュー及びプランの料金を比較して、最も高い料金を月額料金として適用します。
HULFT			本メニューは、申込み月は無料となり、翌月から課金開始となります。 なお、製品区分毎に月額定額料金が異なります。
匿名加工情報作成ソフトウェア			本メニューは、申込承諾月の 22 日までの申込みの場合は、翌月からの課金となります。申込承諾月の 23 日以降の申込みの場合は、翌々月からの課金開始となります。

(9) マネジメントに係るもの

メニュー			算定方法
		モニタリング	1 本メニューに係る利用料金は、1のテナントごとに利用実態に応じて算出するものとします。 2 アドバンスプラン、メーター保存期間延長、追加アラーム、及び追加カスタムメーターについては、料金表第1表 第2項 表(算定方法)の(4)月額固定における第2号の定めに係らず、1の料金月において、個数の変更を複数回実施した場合、その月における最大個数に料金表)に規定する月額利用上限の額を乗じて得た額を月額料金とします。
サポート	導入支援	設計サポート	1 本メニューに係る費用については、別途、当社から契約者に提示する見積書に定めた料金を適用します。 前1項の料金の請求は、本メニューの提供条件等の第3項の受入検査に合格した日を含む料金月の利用料金において請求します。
		構築サポート	1 本メニューの設定等に係る費用については、料金表の「工事費」に定めた料金を適用します。 2 利用料金の請求は、本メニューの提供条件等の第2項の検査期間終了の月の翌月利用料金において請求します。
	運用支援	アドバンスプラン	1 本メニューに係る利用料金は、契約者が利用する料金表に定めるサービス(以下、「対象サービス」といいます。)の月額料金の5%(ただし、最低利用料金を10,000円とする)とします。 2 対象サービスの月額料金とは、本メニューの申込み日に関わらず、対象サービスの当該月分の利用料金とします。
		プレミアムプラン	1 本メニューに係る利用料金は、契約者が利用する料金表に定めるサービス(以下、「対象サービス」といいます。)の月額料金の8%(ただし、最低利用料金を300,000円とする)とします。 2 対象サービスの月額料金とは、本メニューの申込み日に関わらず、対象サービスの当該月分の利用料金とします。

(10) プラットフォームサービスに係るもの

メニュー	算定方法
------	------

DNS		<ol style="list-style-type: none"> 1 当月に利用したゾーンに対し、5ゾーン単位で月額料金を適用します。 2 ゾーンは、その月に一度でも利用されたことのあるゾーンを指します。よって、同じゾーンを同じ月に2回設定した場合でも同じゾーンであれば1ゾーンと数えます。
WebRTC Platform SkyWay	Signaling サーバー	1の料金月において100万回接続まで無料となり、100万回を超える場合の月額利用料金は10万円となります
	TURN または SFU サーバ ー	.当月にTURN及びSFUサーバーに入力されたデータ量と出力されたデータの量の合計に対して、料金表)記載の単金をもとに月額料金を算出します。
Global Server Load Balance (Global Traffic Managemnet		<ol style="list-style-type: none"> 1 本メニューは、利用時間にかかわらず、月額定額料金です。 2 同一テナントにおいて、月の途中でプラン追加・削除された場合は、その料金月に利用したプランに係る月額上限料金を比較し、最も高い料金を月額料金として適用します。
Hybrid Cloud with Microsoft Azure	Azure Volume Accounting	当社は、Microsoft が規定する料金並びに算定方法に基づき算出された額を本メニューに係る利用料金として適用します。
Hybrid Cloud with GCP		<ol style="list-style-type: none"> 1 本メニューは、利用した際に発生する従量料金です。原則、GCP の料金に従います。 2 GCP の料金については、GCP の料金体系と GCP の料金のリストを参照ください。 3 GCP 提供にあたり、利用料の請求は規約に定められた月の翌月に請求いたします
Power Systems		<ol style="list-style-type: none"> 1 本メニューの一部メニューには、設定等に係る工事費がかかる場合があります。 2 上記の工事については、料金表の「工事費」に定めた料金を適用します。